

平成 28 年 予算審査特別委員会

- 1 開催期日 平成 28 年 3 月 16 日 (水) 午前 9 時 58 分から午後 3 時 41 分
- 2 開催場所 本庁舎 3 階本会議場
- 3 出席委員 橋本委員長、板垣副委員
野村委員、島崎委員、谷浦委員、稲田委員、永井委員、山本委員、
藤田委員、大迫委員、木村委員、川崎委員、尾崎委員、鈴木委員、
中川委員、田辺委員、鶴谷委員、小田島委員、坂本委員、滝委員、
國枝委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外議員 佐藤議長
- 6 市側出席者
- | | | | |
|-----------|------|--------|------|
| 市長 | 上野正三 | 監査委員 | 染谷一彦 |
| 副市長 | 道塚美彦 | 企画財政部長 | 中屋直 |
| 企画財政部次長 | 川村裕樹 | 総務部長 | 浜田薫 |
| 市民環境部長 | 塚崎俊典 | 保健福祉部長 | 福島政則 |
| 子育て支援室長 | 木下隆司 | 建設部長 | 村上清志 |
| 経済部長 | 藤木幹久 | 経済部次長 | 斎藤秀樹 |
| 水道部長 | 藤嶋亮典 | 会計室長 | 山崎克彦 |
| 消防長 | 佐藤芳幸 | 政策広報課長 | 平澤肇 |
| 財政課長 | 田中宏明 | 都市計画課長 | 諏訪博紀 |
| 総務課長 | 仲野邦廣 | 行政管理課長 | 安田寿文 |
| 防災・庁舎建設課長 | 及川浩司 | 市民課長 | 榎本明嘉 |
| 保険年金課長 | 土山律子 | 都市整備課長 | 駒形智 |
| 建築課長 | 中島秀男 | 土木事務所長 | 新田邦広 |
| 商業労働課長 | 吉田智樹 | 消防署長 | 山口洋幸 |
| 救急指令課長 | 小室秀治 | | |
| 教育長 | 吉田孝志 | 教育部長 | 水口真 |
| 教育部次長 | 櫻井芳信 | 教育部次長 | 鹿野秀一 |
| 学校教育課長 | 櫻井洋史 | 社会教育課長 | 棚田吉浩 |

文化課長 丸毛直樹 学校給食センター長 川口弘恭

監査委員事務局長 工藤重幸

7 事務局 事務局長 土谷 繁 次 長 千葉めぐみ
議会担当主査 松本 政樹 書 記 佐々木貴啓
書記 阿部 千明 書 記 永澤るみ子

8 傍聴者 3名

9 案件 議案第 22 号 平成 28 年度北広島市一般会計予算
議案第 23 号 平成 28 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 24 号 平成 28 年度北広島市下水道事業特別会計予算
議案第 25 号 平成 28 年度北広島市霊園事業特別会計予算
議案第 26 号 平成 28 年度北広島市介護保険特別会計予算
議案第 27 号 平成 28 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 28 号 平成 28 年度北広島市水道事業会計予算

議事の経過

橋本委員長

おはようございます。

ただいまから予算審査特別委員会を開会いたします。

傍聴の取り扱いについては、申し合わせにより許可することといたします。

議案第 22 号、平成 28 年度北広島市一般会計予算、

議案第 23 号、平成 28 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算、

議案第 24 号、平成 28 年度北広島市下水事業特別会計予算、

議案第 25 号、平成 28 年度北広島市霊園事業特別会計予算、

議案第 26 号、平成 28 年度北広島市介護保険特別会計予算、

議案第 27 号、平成 28 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算、

議案第 28 号、平成 28 年度北広島市水道事業会計予算、

以上 7 件を一括して議題といたします。

総括質疑を行います。

通告順に発言を許します。

はじめに、無会派、稲田保子委員。

稲田委員

皆様、おはようございます。5 番、無党派、稲田保子でございます。今回は初めてです。市民目線に立って色々とお伺いしたいと思います。

新年度予算、過去最高 251 億円、北海道新聞で 2 月 17 日に報道されました。若い世代の定住促進、北広島団地活性化を目指す事業など、平成 28 年度が団地再生元年になればと市民も大きな期待を寄せていると書かれておりました。今年は雪解けが早く進んでいるようです。今、来る途中ですけれども、十線川のほとりにネコヤナギが銀色に輝いておりました。雪解け水の流れる音も聞こえてきます。これから北広島の自然は日に日に淡い緑が芽吹き、小鳥のさえずりが響き渡り、私は全国に誇れる美しいまちだと感動しております。こんな素敵な素晴らしいまち、子どもを産み、育てるには最高のところ、胸を張って語るまちです。さらに良いまちにと願って、今回は大きな見出し 4 点についてお伺いします

1 点目、生活バス路線確保対策事業について、札幌から新千歳空港までのアクセスの良さが当市の大きな魅力になっております。しかし市内に降り立った途端、市民は公共交通に対して大きな不安を抱いております。議会でも昨年、第 2 回定例会で坂本委員が取り上げられ、その他先輩議員の皆さんが過去何度となく質問されております。解決への方法を考えることさえ困難なのかと思っておりました。バス会社は 2,400 万円の赤字を抱えながら北広島市内を走っているとのこと。しかし今回、まち・ひと・しごと総合戦略で、バス利用の促進に向けた取り組みの推進で大きな施策が示されました。65 歳以上の運転免許返納者に 100 円のバス券 200 冊を配布、団地、東部地区の居住者に限り、エリア内のみ使用できる 100 円のバス券を 1 人 20 冊に限定して配布、今回、路線確保事業として 762 万 7 千円の予算を上げられ、大切な市民の足を確保していただいた英断に感謝申し上げます。そこでお伺いいたします。2,400 万円の莫大な赤字を抱えての生活バス路線確保対策事業交付金、400 万円はいつ頃から出されたのでしょうか。そして今後 400 万円という金額の見通しなどもお聞かせください。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

稲田委員のご質問にお答え申し上げます。生活バス路線確保対策事業についてですが、バス事業者に対する補助金につきましては、生活バス路線の維持、確保を目的に運行赤字額の一部に対し交付をしており、本年度から上限額を 250 万円から 400 万円に見直しをしたところであります。北広島団地線につきましては年々利用者が減少しており、この度、バス事業者から便数削減を柱とするダイヤ改正について報告を受けたところであります。今後につきましては、市民の日常生活に必要な生活バス路線の確保を図るために、引き続きバス事業者に対しまして補助金を交付するとともに、利用者の増加に向け運転免

許返納者や北広島団地地区及び東部地区にお住まいの 70 歳以上の高齢者に対し、新たにバス利用に対する助成事業を実施することとしたものであります。以上であります。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

ご答弁ありがとうございました。それでは再質問させていただきます。バスの問題は北広島団地だけではなく、北広島が抱える大きな問題です。私は運転免許証を持っていませんので、本当に切実に感じます。近くのバス停でバスを待つ間など、度々、バスはどうなるんでしょう、無くなると住めなくなりますとご婦人達から尋ねられます。過去、バスの問題は平成 22 年の大幅ダイヤ改正の折、懇談会を持ち、住民、行政、事業者で話し合いをしたと聞いております。そのときにどうすれば利用が増えるのかという観点から、市民の皆さんから色々な提言があったと聞いております。皆さん、本当に色々知恵を持ち寄りました。一例ですが、ボードを持ってまいりました。少し見づらくもしれませんが、バスの運行路線です。この赤いのは中央通です。黒いのが緑陽通です。山手町 6 丁目、元ショッピングきたひろがありました。山手町 6 丁目から緑陽通が山手町 4 丁目、終点まで走っております。その山手町 6 丁目から 4 丁目までは誰も利用者が、この途中はいないので、ここからここへ行くまでの乗客。ところがこの 6 丁目から中を通りますと、中央通でいきますと、3 丁目、5 丁目とバス停留所がありまして、乗客が得られるということです。平成 22 年のときに、こちらがショッピングきたひろで、この中を通って行けば終点のところにバス停が 2 つあるから利用が増えるということで、緑陽通を、この間がバス停がこの間ないので、何も無いということです。この意見を出したときに、中央バスもそれはいい案ですねと、その中央通、山手町 3 丁目、5 丁目を経由して終点に行くようにしてくださいと要望しましたら、それはいいご意見ですねと言って、検討してみますと言って帰られたということです。ちなみにこの会議には北広島団地第 3 住区、第 4 住区自治会など、およそ 80 名が出席しました。中央バスに対してはどう思うか。それから市に対してはどのように要望するかというこの 2 つの項目に分かれて、市民の意見を収集しております。これらの話し合いの結果をどのように処理されましたでしょうか。市民に伝えられましたでしょうか。そのことをお伺いいたします。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

お答え申し上げます。平成 22 年のダイヤ改正時におきましては、第 3 住区、第 4 住区を

対象に、先ほど言った説明会、中央バス、市で行っております。そのときに様々な意見が出されております。その中の意見につきましては、説明会以降も地域公共輸送協議会の中で継続課題としながらそれを協議しておりますけれども、現状は全て要望に応えられている状況にはなっていないところであります。ご質問のあった進捗状況も含めて、地元に対する説明等につきましてはそういった事に関しては丁寧に行なっていなかった現実もございますので、今後につきましては各地区の代表から成る協議会の場におきましても、そういった情報提供は行っていきたいと考えております。以上です。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

ぜひ、市民が安心して暮らせるように情報の提供をお願いいたします。次に再質問です。バスは市民にとって本当に必要なのか、あるいはなくなってもいいのでしょうか。ダイヤ改正の度に市民は怯えております。不安を抱いております。市の説明会に出て意見を出してもそれっきり、回答のない市の姿勢にはガス抜きと諦めております。今、ご答弁いただきましたので、これから期待しておりますが、若い人も高齢者も安心して暮らせるまちが住みやすさナンバー1の原則だと思います。利用者が激減とは言っても、バスは実際に走っております。便数も決して少なくないと、団地線に限っては思っております。今回ショッピングきたひろの閉店で遠くの話、まさかここにも思っていました買い物難民という困ったことが私の身近に起こってしまいました。近くで買い物ができるのは高齢者にとって本当に理想ですが、今、とりあえずバスに10分ほど乗れば、駅前の商店街に買い物に行けます。そこでお伺いいたします。過去に市はバスに乗ってもらうような働きかけを、市民に対して何かされましたでしょうか。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

まず団地の中の公共交通の実態としては、これまでも説明しているように、利用者の減少が続いているところであります。こうした中で公共交通、バスをもっと利用していただけるように広報等を通じて利用促進を促しております。また一方では、子どもたちに対しては公共交通の大切さを訴えるために、モビリティマネジメントした事業を小学生に対して行っております。ただ実際に今バスを利用されている方への直接的な啓発等に関しては、今後の課題と考えております。自治会や各団体に対しても、そういった啓発は今後積極的に行っていきたいと考えております。以上です。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

過去、バスが走っているということで、若い人も高齢者も安心して住めるまちとして売り出しました。これは定住促進の本当に強みです。今ないものを新たに実現するのではなく、今あることを持続するのです。それを継続するにはどうしたらいいのか。今、川村企画財政部次長がお答えになりましたように、学校に対してモビリティマネジメントをなさっているということです。この言葉について少し説明させていただきます。市民の皆さんが過度に自動車に頼る状態から、公共交通や徒歩等を含めた多様な交通手段を適度に賢く利用する状態へ少しずつ変えていく取り組みのこと、この言葉の説明はこういうことです。実際に学校などで係わっているということで安心しましたけれども、札幌市の場合、路線沿線住民にアンケートを実施しまして、公共交通に関する便利グッズを希望する回答者に差し上げ、そして調査員が訪問するなどして改めてアンケートを行い、どう意識が変わったかを調査したそうです。結果、バスを利用した回数が増えると共に、自動車の利用割合が下がった、よりバスを積極的に利用しようとする意識が高まったということです。それから十勝バスの事例は全国的に知られておりますが、バス会社が汗を流し、1軒1軒歩いて住民の意識調査をされ、それを基にバスの運行にアイデアを盛り込んでいった、はじめに赤字ありきではなく利用者の心に寄り添っていったということです。当市において市民にモビリティマネジメントを取り組まれる考えはいかがでしょうか。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

お答えいたします。先ほどの繰り返しになると思いますが、公共交通の大切さ、利用促進に向けた取り組みという中では、各世代においてそういった重要性を訴えていく必要があると思っております。十勝バスの例や札幌市の例も今出されましたけれども、どういったことが実際に利用促進に繋がっていくのかを含めまして、また今後検討していきたいと考えております。以上です。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

どうぞ広報とか声がきちんと届くような、足をもって、言葉をもって働いていただきたい

と思います。さて補助金の 400 万円ですが、2,400 万円の赤字補てんには僅かです。しかも乗客を増やすという観点からは何ら役に立たないお金ではないでしょうか。このお金をどうでしょうか、もっと付加価値を付けて中央バスに渡す方法を検討していただきたいと思います。今回、団地、東部地区の 70 歳以上の住民、1 人限りバス券 100 円を 20 冊配布という施策ですが、これを例えば市内に住んでいる妊娠中の女性や小学校入学までの子どもを持つ保護者とか、例えばですがこういう形として拡大する、そういう方法は検討されていただけませんか。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

まず中央バスに対する補助金の関係ですが、これはバス運行に関する費用の一部、いわゆる赤字額に対する補てんとして行っておりますが、27 年度から上限 400 万円という中で行っているところであります。こういった補助金の使い道をこういった形で考えるかということに関しましては、28 年度においては、先ほどから説明している 2 つの直接的な事業に取り組んでいきます。今後の拡大の方向については、まずはそういった今回の 28 年度の取り組みが実際の新たなバス利用の促進に繋がるかどうかを見極めた上で、こういった形が有効なのかを検証する必要があると考えておりますので、28 年度はまずその 2 つに取り組んでいきたいと考えております。以上です。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

よくわかりました。それでは次の質問です。バス会社は乗客を増やす努力をこれまでされているのでしょうか。市はバス会社と共に苦勞されているはずですが。バス会社からその辺の事情をお聞きでしたら、具体的にお聞かせ願います。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

まずバス事業者との関係ですが、地域公共交通協議会において地域の代表の方々も含めながら意見交換を行っております。先ほどから赤字額の金額も示しているように、利用者の減少の中から、バス事業者もそういった取り組みが必要だという認識でいると思ってお

りますので、今後、事業者に対しても取り組める内容については積極的に取り組んでいただけるような協議を今後も行っていきたいと考えております。以上です。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

バス会社ですが、一例をお話しますと、山手町 4 丁目のバス停は終点であり始発点です。ずっと下がったところに緑葉公園があります。停留所からバスの姿は見えないのですが、バスの始発時間まで緑葉公園で待機しているバスが何台か見受けられます。雨の日、風の日、山手町 4 丁目は、あそこにもという高齢者支援センターもできまして乗客が増えたと思いますけれども、雨風にさらされてそこで待っていなければならない。一体バス会社は乗客をどのように考えているのだろうという話だとか、それから何らかの理由で JR が少し遅れましてバスとの接続が僅かに変わった、最終バスだったそうです。明らかに駅から走ってくる姿が見えるのにバスはそれを無視して行ってしまったとか、乗る人に対してのバスなのか、ただ走ればいいバスなのか、中には挨拶をしてくれる運転手さん、色々注意してくださる運転手さんもいらっしゃいますけれども、一体公共の乗り物としてバス会社はどのように考えているのだろう、そういう大きな疑問を持っております。そのことに関しても、ぜひ、市から中央バスにお願いをしてほしいのです。利用者の立場に立った運行ということで、色々苦情などを中央バスにお届けしていただきたいと思います。そしてバスはとても便利な乗り物です。バス停での朝の挨拶、コミュニケーション、バスに乗ったらゆっくりとこの美しい北広島のまちを車窓から眺められます。少し疲れたときは居眠りもできます。バスに乗ることによって二酸化炭素の排出も防ぐことができます。皆さん一人ひとりがバスを利用すること、それが北広島のまちの大きな大きな希望、光ではないかと思います。お金の問題もありますが、その市民の意識を一人ひとり持っていたきたいと思います。これでバス問題に関しての質問は終わります。

橋本委員長

答弁はいいですか。

稲田委員

はい、お願いいたします。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

まず中央バスに対する様々なお話に関しましては、そういった意見については伝えていきたいと思っております。それからバス路線に関しましては、先ほどからお話があるように、便数、路線系統を見る限り、決して不足している状況ではありませんが、ただ、今、現実、実態として利用者が減っている状況を踏まえたと、これは何らかの対策が必要だということで新年度事業を行ってまいります。今後についても公共交通に限らず、団地の再生という中に向けては、様々な施策を組み合わせながら、取り組みを進めていく必要があると考えております。以上です。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

どうもありがとうございました。続いて大きな項目第 2 点の空き店舗利用促進事業の概要についてお尋ねいたします。創業支援促進事業として空き店舗促進事業の概要を書かせていただきましたけれども、この中の規則に、会長が特に認める事業とは基本的に商店街のにぎわいを創出し、活性化が図られる事業とします。参考事例として、商店街のにぎわいをつくり、活性化を目的とするため、主として酒類を提供し、夜間中心の営業を行う飲食店及び遊技場並びに娯楽業は対象としませんとありますが、夜間の営業を対象外とする理由についてお伺いいたします。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

空き店舗の利用促進事業についてであります。この事業につきましては、北広島商工会が実施する空き店舗利用促進事業に対して補助をする事業となっております。事業につきましては、商工会が定めております空き店舗利用促進事業補助金交付規程に基づき実施されており、その取扱要領により、補助対象事業が位置づけられているところであります。補助対象事業の内容につきましては、人が集い、働き、学べる事業所としてまちのにぎわいと活性化が図られることを基本としていることから、日中の営業を主とする事業に対し補助するものと伺っているところであります。以上であります。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

それでは再質問させていただきます。空き店舗利用促進事業につきましては、商工会が実施されている事業であることは理解しました。しかし現在市内の空き店舗数は 94 店舗と伺っております。特に駅前周辺のビル内には空き店舗が多く、活気がなく、ネオンさえも消えてにぎわいが失われると共に、不審者や空き巣などに結びつくことも考えられ、防犯上もよろしくない状況にあります。市はそのような状況を把握されているのでしょうか。お伺いいたします。

橋本委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

ただいまのご質問にお答えいたします。空き店舗につきましては、商工会が指定する地域において 3 カ月以上継続して利用されていない店舗となっております。ご質問にありましたとおり、駅前周辺のビルの空き店舗の実態につきましては、商工会を通して実態の把握をしているところであります。以上です。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

駅前は何年か前は随分にぎわっておりました。今、それは懐かしく偲ばれますけれども、空き店舗利用促進事業は日中の営業を主とする事業者に補助するとの市長答弁でしたけれども、商工会を通して把握している状況を打開するためにも、商工会と連携して夜間の営業をする飲食店にも活用できるよう拡大することは考えられないでしょうか。見解をお伺いいたします。

橋本委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

市長答弁にもございましたが、空き店舗利用促進事業につきましては、商工会が定める規程に基づいて空き店舗を解消しにぎわいを取り戻すと、そういった上で日中の営業を主とする事業者に補助するものと伺っております。今後、夜間の営業をする事業者に対してのこういった補助につきましては、実施している商工会と情報交換をしながら、協議に努めてまいりたいと思っております。以上です。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

1月に北広島出身で、北広島の高校を卒業されて、この北広島で生きていこうと飲食店を開業された青年がおります。ただ家賃のウェイトが非常に大きいということで、その補助金を知り、補助金が日中の営業に限られていることが非常に残念だと訴えていました。まだまだこのような声は沢山聞きます。ぜひ、商工会と連携して拡大を図るように働いていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

橋本委員長

要望でいいですね。

稲田委員

はい。続きまして、青少年健全育成費についてお伺いいたします。青少年創意工夫展及び書写展を開催するとありますけれども、この2点に絞った理由、経緯についてお伺いいたします。

橋本委員長

吉田教育長。

吉田教育長

稲田委員のご質問にお答え申し上げます。創意工夫展、書写展事業についてであります。児童生徒の豊かな創造性や情操を育み個性の伸長を図ることが、また、長期休業中における自由課題作成の励みとすることを目的として、昭和52年頃から現在の内容で、市内の教職員で構成する北広島市教育研究会との共催により実施しているところであります。以上であります。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

文化をつくるまち、文化を育てるまちとしては、非常に寂しいと思うのです。その書写と創意工夫展、発明工夫展とって、これに絵画、北広島には道都大学の美術部門もありますし、絵画部門を育てていくには非常に恵まれた環境にあります。それで絵画部門を増やしていただけないかをお伺いいたします。

橋本委員長

櫻井学校教育課長。

櫻井学校教育課長

稲田委員の再質問にお答え申し上げます。市におきましては、北広島市教育研究会文化事業委員会で主催しておりますが、小学校、中学校、それぞれの図画工作、美術の授業で作成した作品のうち優秀なものを集め、移動絵画展として各学校を巡回して展示し、児童生徒の観賞力を高めると共に、豊かな表現に結びつく普段の学習に役立てる取り組みも行われているところであります。また長期休業前におきましては、税や環境など、そういった様々な課題で多くの公的団体などから絵画やポスターコンクールの作品募集がございませう。学校ではそちらに積極的な出品を呼び掛けているところであります。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

色々と企画されているそうですけれども、エルフィンパークという良い場所、それから芸術文化ホールのギャラリーもありますし、なるべく市民の皆さんに触れるように、子どもたちの絵なり作品というのは非常にエネルギーを持って、私たちに力を与えてくれます。ですから文化都市としてもそういう機会を多く設けていただきたいと要望いたします。

第 4 番目、観光振興事業についてお伺いいたします。市内各種イベントの参加や観光資源の紹介、宣伝など、本市観光の発展を図るため北広島市観光協会へ支援を行うとあります。昨年の北の酒まつり in きたひろしまへの支援額をお伺いいたします。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

観光振興事業についてでありますけれども、現在、市では北広島市観光協会が行う事業に対しまして全体で 393 万円の支援を行っております。北の酒まつり in きたひろしまにつきましては、平成 25 年に市民の有志による実行委員会により主体的に開催され、本年度第 3 回を迎えたところであります。平成 26 年度からは北広島市観光協会が主催となり、主管となっております北の酒まつり実行委員会により開催され、事業予算につきましては北広島市観光協会からの 50 万円のほか、チケット販売収入や寄付金等で行われていると伺っております。今後につきましても北広島市観光協会が行う事業に対し支援をしてまいりたいと考えております。以上です。

橋本委員長

稲田委員。

稲田委員

市民の皆さんからこの酒まつりに対して、非常に色々と苦情が届いております。そして観光協会に問い合わせたところ全くらちがあかない、実行委員会に回されて、実行委員会もわからないということで、でもチラシには主催北広島市観光協会…

橋本委員長

稲田委員、申し訳ないのですが、時間が超過しましたので、ここで終わりにさせていただきます。ご理解ください。

以上で稲田保子委員の総括質疑を終わります。

続きまして市民ネットワーク北海道、田辺優子委員。

田辺委員

市民ネットワーク北海道、田辺優子でございます。今回は 2 点にわたって質問させていただきます。

まず市民参加条例、子どもの権利条例、この 2 つの条例ですけれども、両方とも上野市長の当初からの重要施策であり、子どもを含めた市民と共にまちをつくるという強いメッセージが託された条例と認識しています。この 2 つの条例の意義を推進するために、新年度における取り組みについて何点か質問させていただきます。

市民と市が協力して市民生活の向上と地域社会の発展を図るために、北広島市市民参加条例が制定され 7 年目となりました。市民参加・協働は総合計画においては、にぎわい、活力のあるまちの施策として位置づけられ、市政情報の提供や市民参加実施手法の充実、公益活動団体、自治会への支援などが盛り込まれています。はじめに市民参加実施手法の今年度の取り組みについて伺います。昨年は無作為抽出による市民会議が実施され、若い世代も参加され、活発な意見が出されたと報告がありましたが、今年度の開催は予定されているのでしょうか、お伺いします。市民参加を推進し、市民参加制度の検証、評価を行うことを目的に設置された市民参加推進会議が先日新たなメンバーでスタートいたしました。今年度のこの委員会の審議内容はどのようなものになるのでしょうか。お伺いします。

次に市民参加条例に盛り込まれている市民政策提案制度ですが、これまで市民からの提案はなかったと認識していますが、提案の手法や他の自治体の成功事例などをテーマとしたフォーラムの開催など、市民への周知、理解を進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。2 月の初め、女性議員と市民によるまちづくり集会が開催されましたが、そこに参加された若い女性からまちづくりに関する意見を聞いてもらう機会がないとの声がありまし

た。毎年、市政懇談会が地域ごとに開催されていますが、参加者は自治会関係者など固定され、子育て世代や若い女性が参加しやすいものではありません。市長は出前トークなど、子育て世代の生の声を聞く機会を市長に積極的に持っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

次に市民協働について、昨年の公益活動事業補助金の実施状況はいかがだったのでしょうか。この事業は 2010 年から始まっていますが、市民に浸透し活発に利用されているのか、またそうでなければ原因はどのようなものと分析されているのか、見解を伺います。協働提案制度については、これまで 1 件のみ予算化されていますが、これまで市民からの相談はどのくらいあったのでしょうか。周知広報や説明会などは行われてきたのか、お伺いいたします。

次に子どもの権利条例を推進する取り組みについてお伺いします。新年度、子育て世代の定住を進めるための様々な施策が予算化されていますが、子どもの最善の利益を保障する子どもの権利条例のもと、子どもに優しいまちづくりを進めていることも北広島市の大きなセールスポイントになると考えます。それでは質問をさせていただきます。1 つ目、子どもの権利条例が制定され 4 年目となりますが、子どもや市民への周知は十分に進んでいると認識されているのか、見解を伺います。

2 つ目、昨年 11 月、市 P 連の研究大会で子どもの権利条例の出前講座を開催したとのことですが、反響はいかがだったのでしょうか。

3 点目、児童家庭課に所属している子どもの権利相談窓口の相談件数の推移はどのようになっているか、お伺いします。

4 点目、相談時間は現在午前 10 時から午後 5 時となっていますが、子どもが相談しやすいように午後 2 時くらいから夜 7 時か 8 時くらいまで、または学校が休みの土曜日も相談日に加えるなど、変更することはできないのか、お伺いします。

5 点目、子どもの権利侵害に対し、調査、調整を行う救済機関の活動状況はどのようになっているのでしょうか。調整まで至った件数はどのくらいあったのか、お伺いします。

6 点目、2015 年度はイメージキャラクターの募集を行ないましたが、新年度はこれをどのように活用されていくのでしょうか。周知のために文房具などのグッズを作成し、子どもたちに配布することは検討できないのか、お伺いします。

7 点目、11 月の子どもの権利月間には条例の意義を子どもたちと共有できるようなイベントなどを企画すべきと考えますが、いかがでしょうか。

最後 8 点目です。条例には子どもの参加する権利が保障され、まちづくりに意見表明する機会を設けるよう努めることが盛り込まれています。今年は市制施行 20 周年の節目にあたり、まちづくりに対して子どもが意見を表明できる催しなどを企画すべきと考えますが、いかがでしょうか。お伺いします。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

田辺委員のご質問にお答え申し上げます。まず市民参加・市民協働についてであります。市民会議につきましては総合計画の進行管理の 1 つとして、昨年実施した開催方法をベースに平成 28 年秋頃に実施する予定としているところであります。なお、意見をいただくテーマなど詳細につきましては、今後検討することとしております。

次に市民参加推進会議の審議内容についてであります。市民参加条例の制定化から 7 年が経過しておりますことから、これまでの市民参加制度の運用状況を踏まえてその課題を抽出し、制度や運用方法の改善について検討することとしております。

次に市民政策提案制度についてであります。市民参加条例に定める制度の 1 つでありますことから、本制度につきましても、今後の市民参加推進会議の中で制度のあり方や周知方法などについて検討してまいりたいと考えております。

次に出前トークについてであります。自治会等に限らず、市内で活動する概ね 10 名以上の団体を対象に実施しているところであります。

次に公益活動事業補助金についてであります。本年度は N P O 法人、暮らしの研究会に対して、1 件の交付をしたところであります。また公益活動事業補助金の認知度につきましては、今後実施する市民活動団体向けのアンケート調査の中で現状を確認してまいりたいと考えております。次に協働事業提案制度についてであります。制度に関する市民からの問い合わせなどにつきましては、年間 2 件程度となっております。また、本年度につきましては、広報紙に掲載をしているほか、出張所等の公共施設にポスターを掲示しているところであります。

続きまして子どもの権利擁護についてであります。子どもの権利条例の周知につきましては、相談窓口や時間等を掲載した子どもの権利相談カードの配布、小学生の福祉読本への掲載のほか、リーフレットについては本年度は高学年向けを配布し、平成 28 年度は低学年向けを配布することとしております。さらに平成 26 年度はイメージキャラクターの募集、本年度はイメージキャラクターの名前の募集を行い、共に多くの応募をいただいており、これらにより周知に努めているところであります。

次に北広島市 P T A 連合会研究大会での対応についてであります。30 人が出席した分科会に担当職員が助言者として参加し、熱心な質疑が行われるなど、関心の高さがうかがわれたものであります。次に相談件数についてであります。平成 25 年度が 15 件、平成 26 年度が 32 件、本年度は 2 月末現在で 80 件となっているところであります。

次に相談日についてであります。現在、月 2 回、土曜日または日曜日に巡回相談を実施しているところであり、今後とも継続をしてまいりたいと考えております。相談の時間帯につきましては、事前に連絡があった場合は時間外においても対応しているほか、メー

ルや市のホームページ内の相談フォームでは 24 時間相談を受け付けておりますことから、現在のところ変更する予定はないところであります。

次に救済委員会についてであります。委員におきましては毎月の救済委員会のほか、輪番で来庁いただき相談で受けた内容に対する助言をいただいているところであります。また、申し立てに基づく調整につきましては、平成 25 年度に救済の申し立てが 1 件ありましたが、調査を終了した段階で申し立て者が調整を求めなかったことにより、調整を行うまでには至らなかったところであります。

次にイメージキャラクターの活用についてであります。親しみを持っていただけるよう各種リーフレットや子どもの権利相談カードに掲載をしているところであります。グッズにつきましては現在のところ考えておりませんが、子どもの権利条例の制定、自治体における取り組み状況を調査してまいりたいと考えております。

次に子どもの権利月間における事業についてであります。子どもの権利について市民の関心を高め、理解を深めることができるよう、リーフレットの活用などを図りながら、趣旨に相応しい事業について検討してまいりたいと考えております。

次に子どもが意見を表明する機会についてであります。児童センターの催しにおいて運営に参画する場を設けているほか、中学生を対象として取り組みの発表、意見交換を行う子ども会議、アンビシャスフォーラムの開催など、子どもの意見表示を促す取り組みを実施しているところであります。また、子どもの権利の内容や取り組みの進め方の例などを掲載した子ども参加ガイドを作成中であり、これらの活用を図りながら趣旨の周知、啓発等に努めてまいりたいと考えております。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

それでは市民参加・市民協働から再質問させていただきます。市民会議については秋頃に開催とのことですが、要領については前回と同じになるのか、無作為抽出の参加者、前回何名かストックされた方がいらっしゃると思うのですが、そういう方に再度お願いすることになるのか、お伺いします。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

市民会議の関係ですけれども、平成 28 年度におきましては、改めて無作為での抽出をかせさせていただきます。人数も 30 人ということで考えたいと思っております。昨年実施

した中では、テーマが割とまちづくりの関係で、大きなテーマを基に議論をした中で、なかなか意見の集約まで進めなかった。そこから先の議論に進めなかったという実態もございますので、新年度に関しましては、特に定住人口の増加に向けた具体的なテーマを設定する中で、様々な意見をいただいて議論を深めていきたいと考えております。以上です。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

今、川村企画財政部次長からお答えがあったということは、この市民会議については企画課が担当なのかなと思うのですが、ということは、市民参加条例は予算が 29 万円何がししかついていなかったのので、この市民会議に関する予算というのは企画のほうの予算についているということなののでしょうか。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

新年度予算につきましては、総合計画の推進事業の中で進行管理の一環として行っていくというような予算づけをしております。以上です。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

無作為でアンケートを出すと必ず返ってくる数があるというふうに、色々な他のところの事例もありますので、また新たな参加者ができるのはとてもいいことだと思いますので、ぜひこれは恒例化してやっていただけたらいいなと考えております。

それでは次に市民参加の推進会議についてですけれども、これまで何期かにわたって開催されてきたと思いますが、これはそれぞれ任期が終了したときに、例えば運用状況ですとか、次に向けての提言などを行ってきたのかお伺いします。色々、他の自治体のこういう条例のあるところを見ますと、例えば若者の市政参加を推進するための具体的な方法、方策でありますとか、市民参加を推進するための提言書みたいなのを任期の終わりに提出しているところが多いようですが、本市の場合はどうだったのかお伺いします。

橋本委員長

平澤政策広報課長。

平澤政策広報課長

それでは田辺委員の再質問にお答えいたします。まず市民参加推進会議から近年提言などがあつたかということですが、近年については評価が中心でございまして、提言等はないところでもあります。ただ今後の市民参加推進会議では、これまでの市民参加制度の運用状況を踏まえてその課題を抽出し、制度の運用方法の改善方策について検討していくこととしております。従いまして今後の市民参加推進会議では、市として取り組むべき市民参加制度の運用に関する改善策等が提案されるものと考えております。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

やはり 2 年間任期があつて、市民参加の評価だけではなくて次に向けての提言をぜひまとめていただきたいと思うのですが、この 2 年の任期の中で提言をまとめるためには、前年度の事後評価ですとか、新年度の事前評価、事後評価など、やはり会議の回数もそれなりに必要になってくるのではないかと思いますけれども、今年度の予算を見ますと 29 万 1 千円となっていますけれども、この金額の中で会議の開催は何回予定されているのでしょうか。

橋本委員長

平澤政策広報課長。

平澤政策広報課長

会議の開催回数についてお答えいたします。28 年度の開催回数は 5 回を見込んでおります。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

さっきもお話しましたがけれども、評価だけではなくて市民への市民参加の啓発とか、提言をまとめるためにとか、この会議の役割は多岐にわたると思うのですが、5 回で果たしてできるのかなと感じるのですけれども、この回数がもしも必要であれば随時増やすことは

可能なのかどうかお伺いします。

橋本委員長

平澤政策広報課長。

平澤政策広報課長

基本的には 5 回の予算しか見込んでいないところではありますが、状況を見ながら検討を進めていきたいと思えます。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

市民参加はとても大事なことなので、ぜひ十分な審議ができるような、そういう会議の回数を開催していただきたいと思えます。

それでは市民参加条例の中にあります市民政策提案制度についてですけれども、なかなかこれも市民への周知が進んでないかと思われるのですが、やはり提案に持っていくためのハードルが高い、難しいのではないかと考えているのですけれども、この点はどのように分析されていますか。

橋本委員長

平澤政策広報課長。

平澤政策広報課長

市民政策提案制度についてお答えいたします。この制度につきましては、提案の際、10 人以上の提案者のお名前が必要なほか、範囲についても限られておまして、今おっしゃったとおり、ハードルが高いという部分もあるかと思えます。この部分につきましても、市民参加推進会議の中で、今後のあり方や、どのような形で提案を出していただくのがよいのかなどについて、検討してまいりたいと思えます。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

そうですね。本当に私もハードルが高いと思うのですが、他のまちでどこもできていないというわけではないと思えますので、他のまちのことを参考にしながら、せっかくこう

いう制度があって、市民がまちづくりに参加できる 1 つのツールだと思いますので、ぜひそこは会議の中で検討していただきたいと思います。

それでは次に出前トークについてお伺いしたいのですが、ここ最近の開催状況についてお伺いします。

橋本委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

再質問にお答え申し上げます。ここ 3 年間の実績で申し上げますと、平成 25 年度は 2 回実施しております。申込者としては老人クラブと任意の団体でありまして、参加人数は延べで 44 名となっております。26 年度は 3 回実施しておりまして、申込者については地域の福祉委員会が 2 カ所、町内会が 1 カ所で、参加人数は延べ 144 名です。本年度は開催希望が 1 件ございましたが、日程調整がつかず実施していない状況ですが、来年度実施する予定となっております。以上です。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

先ほどもお話したのですが、若い世代の声を聞くというところで、子育て広場やそういうところに、ぜひ、希望があれば市長に出向いていただいて、実際に子育てをしているお母さんたちの意見などを聞いていただくのもとても重要なことだと思うのですが、なかなか若い世代の方が、色々な市政に参加する機会が少ないかと思うのですが、今、附属機関、市の中に色々な審議会がありますけれども、この年代別の委員の大体の割合を把握されているのか、お伺いします。大体でいいですので、若いというのがどこで区切ったらいいかかわからないのですがどのようにしているのか、お伺いいたします。

橋本委員長

平澤政策広報課長。

平澤政策広報課長

審議会の委員の年齢別の構成ということですが、細かく出したものは現在はありません。平成 27 年 4 月 1 日現在の附属機関の委員数は、総数で 378 人でした。のうち若い世代ということですが、どこで区切るかということもありますけれども、40 歳以下については、行政の充て職等を除いた市民で 19 名となっております。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

19 名ということで 0.5%くらいでしょうか。大変少ないと感じていますので、市民会議もやるということですが、やはり今決めていることが将来に、若い人たちにかかってくるということですので、ぜひ若い方たちの意見を聞く場を作っていただきたいと思います。

次に公益活動事業補助金についてですけれども、今年度 1 件だけということで、1 件の応募について 1 件ということで、なかなかこれも低調なのかなという感じがするのですが、6 年目にしてやはりなかなかこれは、アンケートも今後やられるということですが、6 年目にしても周知が足りないのではないかと考えますが、こちらについては今年度どのような対策をとられていくのか、アンケートをやるということでしたけれども、見解をお伺いします。

橋本委員長

平澤政策広報課長。

平澤政策広報課長

公益活動事業補助金の周知に関してお答えいたします。今までこちらの制度につきましては広報紙やポスター等で周知を図ってきたところでありますけれども、今回その市民団体のアンケートの中にチラシ等を同封して周知を図ってまいりますほか、NPO セミナーもやっておりますが、こういった市民団体が集まるような機会に周知をしてまいりたいと考えております。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

ぜひ、せっかくの制度なので、多くの方から利用されるような対策を作っていただきたいと思います。市民参加の最後の質問ですけれども、今回色々ご答弁いただいて、市民会議については企画財政部政策推進室企画課ということで、推進会議については政策広報課となっているのですが、これはどちらも市民参加・協働という名前がないので、市民から見てもどこが担当なのかわかりづらいのではないかと思います。ホームページ上では、市民参加・市民協働というのが、すぐワンクリックで辿りつくことができるのですが、今の課の名前では市民協働というのが力を入れているのか、どこがどう担当しているのか、とてもわかりづらいと思うのですが、新年度からはこれはどこが担当となり、ここに専任の職員がいらっしゃるのかどうか、お伺いします。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

新年度から事業、組織体制も含めてなのですが、今ご質問のありました市民参加・市民協働、男女共同の関係につきましては、まちづくりの一環と踏まえまして、新年度から企画課で所管することにいたします。政策広報課に関しては、同じく政策推進室という中に政策広報課と企画課の 2 課がぶら下がるような形で、政策推進室が 1 つとなり進めていく事業となっておりますので、新年度、これらの事業については企画課で所管することとなっております。以上です。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

最初の頃は市民協働推進課という名前でわかりやすかったのですが、今はなかなかわかりづらくなっているのではないかなと私は感じているので、市民参加・市民協働がなるべく市民にもわかりやすく、推進していることがわかるような体制をぜひとっていただきたいとお願いして、市民参加・市民協働の質問は終わります。

続きまして子どもの権利条例についての再質問をさせていただきます。本年度は高学年にリーフレットを配布したとのことですが、ただ子どもたちに配布しただけではなかなか通り過ぎていってしまうのではないかと思うのですが、児童への説明など、渡すときに工夫をされているのかどうか、お伺いいたします。

橋本委員長

木下子育て支援室長。

木下子育て支援室長

リーフレットの件ですが、学校を通じて配布しております。詳細は把握しておりませんが、一言添えて配布をしているのではないかと考えているところでございます。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

せっかく作ったリーフレットなので、これを活用して子どもたちに中身を理解してもらわないと勿体ないと思うのですが、新年度は低学年に配布するということですがけれども、こちらの内容等は高学年のものとは違ったものになるのか、この内容については子育て支援室で検討されて作っていらっしゃるのか、お伺います。

橋本委員長

木下子育て支援室長。

木下子育て支援室長

低学年向けのリーフレットということで、これまで一般向けあるいは高学年向けと作ってきました、低学年向けのは初めて作ります。難しい言葉を使ってもなかなかわかりにくいということはどうしても出てくるのかなと思っておりまして、基本は保護者の方と一緒に読んでいただくような内容で、児童家庭課で作成しております。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

今、保護者の方等という感じで、おそらく絵を使ったり、低学年ですから 1 年生や 3 年生ですよ。子どもたちにもわかりやすい内容で作っていかれると思うのですが、ぜひ、教育委員会と連携して有効に、子どもたちの理解が進むように、その作ったものを利用していただきたいと思います。それでこの条例ができて 3 年が経過したわけですがけれども、やはり周知はまだまだ進んでいないのではないかと考えます。相談件数も増えていますが、これも相談員の方が子育て広場や児童センターに出向いていくようになって、徐々に増えてきたのではないかと思います。やはり周知にもっと力を入れるべきだと思います。決してうちのまちとして相談することがないわけではないと思うのですが、相談時間の変更は考えていらっしゃるということでしたが、例えば今、相談員の方が女性と伺っていますけれども、相談員の方の顔といますか姿を見せた通信を出すなど、私が相談になりますよというような、子どもたちが安心して相談できるような取り組みをぜひやっていくべきだと思うのですが、予算の関係もあるかと思いますが、そのような通信を年に 1 回でも 2 回でも出していくことは考えられないのか、お伺いします。

橋本委員長

木下子育て支援室長。

木下子育て支援室長

子どもたちに対する周知といたしますか、1つの方法としての通信といたしますか、チラシといたしますか、広報誌といたしますか、そういったことかと思えます。こちらはまだまだ数は少ないのですが、他でその権利条例を持っている市町村もございまして、そちらの状況を調査した上で考えてまいりたいと思っております。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

ぜひ、前向きに通信の配布を考えていただきたいと思えます。それから救済委員会についてですが、私も先日のフォーラムに参加してきましたのですが、なかなか相談が低調であるということで、委員の先生もこのままでいいのだろうかとても心配されていたのですけれども、こちらについてはどのような見解をお持ちか、お伺いします。

橋本委員長

木下子育て支援室長。

木下子育て支援室長

田辺委員の質問の中にございましたように、委員の中からもっとPRをというお話は伺っておりますので、広報紙やホームページには毎年載せたりしているのですが、その方法についても、他のまちの事例も調査しながら検討してまいりたいと考えております。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

委員の先生もどこにでも行くよとおっしゃってましたので、ぜひ、弁護士の方とかそういう委員の方の活用も考えた上で、周知を進めていただきたいと思えます。

次にイメージキャラクターが決まったということで、お名前も「けんリーナ」に決まって、犬のキャラクターだったかと思うのですが、せっかくキャラクターができたというところで、先の質問でも言っていて、グッズは予算の関係もあってなかなか難しいというお話かと思うのですが、他の自治体ではクリアファイルとかも、「けんリーナ」の付いたクリアファイルなどもぜひ考えてみてはいかがかと思うのですが、こういうのを作ったことで、そこに相談時間、電話番号、相談の場所や地図など、世田谷区の場合はそういうものを印刷してあったのですが、子どもの数も少ないですし、そんなにお高いものでもないかと思う

のですけれども、今年度はもう難しいということであれば次年度でもいいのですが、こういことをぜひ、前向きに検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

橋本委員長

木下子育て支援室長。

木下子育て支援室長

グッズの関係ですけれども、市長答弁でもお答えしましたように、現在のところは考えていない状況でございます。世田谷区でそのクリアファイルを作られていることもお聞きしておりますので、条例を制定している自治体を調査しながら、その効果あるいは費用などを調査してまいりたいと考えております。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

ぜひ、前向きに検討していただきたいと思います。

それでは11月の権利月間についてですけれども、子どもの最善の利益を尊重するこの権利条例について、この条例があることの意義を子どもたちと共有するためにも、権利月間に例えばフォーラムですとか市長とお話する機会を持つなど、毎年計画的にイベントを企画していただきたいなと思うのですが、今年度は今のところ具体的な計画はないということですが、1月は子どもの虐待防止月間でもありますので、やはり早いうちから企画を考えて、そこにも幾ばくかの予算をぜひつけていただきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

橋本委員長

木下子育て支援室長。

木下子育て支援室長

子どもの権利月間の取り組みの関係でございます。現在は相談カードを小中高とお配りしたり、ポスターを小中高あるいは公共施設に掲示をするという取り組みをしております。私どもとしましては、継続性があり、一過性で終わらない。そういったことを基本に考えたりというその基本認識はあるわけですが、こちらにも条例を制定している他のまちの状況などを調査し、取り組み状況も参考に、子どもの権利についてより理解が深まるよう検討してまいりたいと考えております。以上であります。

橋本委員長

田辺委員。

田辺委員

ぜひ、11 月は子どもの権利月間ということが定着していくような企画をお願いしたいと思います。

それでは最後になりますけれども、市民参加条例も子どもの権利条例も北広島市をアピールしていく 1 つのアイテムと考えています。子どもの権利条例の前文、私はすごくこれが好きなのですが、子どもは大人と共に北広島市をつくっていくパートナーで、子どもが参加して、子どもの視点を大切にしておつくれたまちは全ての人にとってやさしいまちとなりますとあります。この両条例とも何年間も沢山の市民が議論してできた条例です。多くの市民に認知されて、条例ができたことによってまちづくりに参加する市民が増えて、市民自治が推進されるような事業をぜひ進めていただきたいと思うのですが、最後に上野市長の見解をぜひ伺いたいのですが、よろしく申し上げます。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

市民参加条例につきましては、このまちに住む市民の皆様と共にまちをつくるのが大事であるという観点のもと、平成 18 年から 2 年間取り組んでまいりました。当時はアドバイザー以外は全員公募委員であり、委員の皆さんにゼロから考えていただき、最後は議会で議論していただいて制定されたものであり、着実に成果は上がっているものと思っております。しかし制定から数年が経過し、課題等も一部あることから現在、この委員会において議論をしていただいているところであります。

また、子どもの権利条例につきましても、次代を担う子どもたちにとって、幸せに暮らせるまちづくりを進めるためには必要であるという認識から、平成 24 年に制定したところでもあります。市民の皆様知って理解していただくことが非常に重要だと思っており、これまでも様々な周知を行ってきておりますが、これからもできるだけ多くの市民の皆様知っていただき、また、理解していただくよう努めてまいりたいと思っております。以上です。

田辺委員

よろしく申し上げます。

橋本委員長

以上で田辺優子委員の総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前 11 時 8 分

再 開 午前 11 時 8 分

橋本委員長

休憩を解き再開いたします。

川崎委員のほうから、繰り上げによりまして、議事進行に協力をしたいということで、本来午後からのところを引き続いて川崎委員のほうから質問をいたします。

20 分まで、暫時休憩をいたします。

休 憩 午前 11 時 9 分

再 開 午前 11 時 19 分

橋本委員長

休憩を解き、再開いたします。

平政会、川崎彰治委員。

川崎委員

それでは時間を繰り延べして質問させていただきます。お昼休みに調整しようとしていた方には大変申し訳ないのですが、なるべく簡単に行ないますのでご理解願いたいと思います。今定例会は市長の平成 28 年度の予算編成についての執行方針演説から始まり、それに基づいた各会派の代表質問があります。そして実際の予算内容についての個別事業を担当別に 4 日間審査を行ってまいりました。本日はその審査では届かない共通の問題を総括的に議論する場であると考えますので、4 つの項目について一問一答で議論をさせていただきたいと思います。通告書の前段は私の感じたことを走り書き、要約しておりますので、ご一読願ひ、早速質問に入りたいと思います。

まず人口減少問題についてでございますが、市長がよく使う、住んでみたい、住み続けたいまちについて、私は住んでみたいと住み続けたいとの 2 つに分類をしてみました。人口増加は住んでみたい施策である、定住促進は住み続けたい施策であると私は考えております。そこで最初は住んでみたい施策から、人口増加問題への取り組みについて、まず取り上げたいと思います。市長は人口問題では、これまで取り組んできた子育て支援や教育環境の充実などに加え、定住人口の増加に向けファーストマイホーム支援やお試し移住を

強調されています。確かにファーストマイホーム支援はそれなりの成果があったと実感があるが、ただこの中には従来、既存住宅にも利用されているのではないかということから、私は満足できるものではないのではないかと感じているところでございます。需要と供給のバランスからみると、明らかに供給不足は否めないものと思います。つまり長らく空き地であった区画に商品価値がそう高いとは疑問を感じるところでございます。若者が一世一代の買い物である住宅新築をするときは建設費用と共に、周囲の新しい環境や交通の便利さ、学校の位置など、意外と単純であり、子育て支援や教育支援などのソフト面は入居後に感ずるものだと、私の周囲の新規入居者からはうかがえるところであります。これは千歳市や恵庭市の新規宅地造成地の素早い住宅貼り付け動向からも察することができます。昨年の国勢調査では、札幌の都心回帰傾向は地下鉄沿線の人口増が目立ち、利便性の高さであるとの分析があります。ここから大きなヒントがあると思いますが、市長の分析をお聞きしたいと思います。

続きまして住み続けたい施策、定住対策としての取り組みについて取り上げます。先ほども言いましたように、私は人口増加と定住促進は別々に考えています。市長が掲げる執行方針で、子育て支援や教育環境の充実に住み続けたいと思うための定住施策と考えます。新たな住宅供給が都市計画法などで抑えられている現状では、流出人口をいかに効率的に抑えていくかがキーポイントであり、推し進めることに異論はありません。そこで伺いますが、本年度予算の中で、特に定住促進のために予算化を強化した事業について説明を求めたいので、お示しを願います。最初の質問はここまでです。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

川崎委員のご質問にお答えを申し上げます。人口減少対策についてであります。人口につきましては公共交通や買い物などの利便性が高いところに集中する傾向があり、内閣府の調査においては、人口増加となっている自治体の要因として都市への交通アクセスの良さや地価の安さ、定住を目的とした住宅建設費に対する補助などが挙げられているところであります。平成 26 年度から実施しておりますファーストマイホーム支援事業では、高速道路のインターチェンジや幹線道路、大型商業施設のある大曲地区や JR 北広島駅周辺の東部地区など、本市におきましても交通利便性の高い地域で多く利用されているところであります。

次に定住人口増加に向けた取り組みについてであります。人口減少が進んでいる北広島団地地区を中心に現在策定を進めております、まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、住み替え支援制度の創設や空き家解体費の助成、JR 北広島駅周辺のにぎわいの創出に向けた立地適正化計画の策定、またファーストマイホーム支援制度など、定住促進に向

けた様々な事業を実施をすることとしております。以上であります。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

それでは質問をさせていただきます。昨今の北広島の飛躍的な拡大は他市も羨むほどでございます。羊ヶ丘通沿線によるものであることは誰しも認めるところでないでしょうか。そこで経済部にお聞きしたいのですが、輪厚工業団地の企業誘致における企業の反応について説明を願いたい。また、マーケットとしての羊ヶ丘通沿線をどう捉えているのか、お話を願いたい。

橋本委員長

斎藤経済部次長。

斎藤経済部次長

川崎委員の再質問にお答え申し上げます。企業誘致におけます企業の反応についてであります。国道などの幹線道路や高速道路、インターチェンジを備え、空港、港湾や道内消費地への交通アクセスが良いこと、地震や水害などの自然災害リスクが少ないこと、また大都市札幌に近く労働力を確保しやすいなどの評価をいただいております。また羊ヶ丘通沿線につきましては、日用雑貨、食料衣料品等の店舗の集積が進み、道内外はもとより海外観光客の入り込みも増加傾向を示しており、三井アウトレットパークにおきましても増床対応しているところでございます。また大曲工業団地、輪厚工業団地への企業の立地状況を見てもお分かりかと思いますが、商業、工業の両面でポテンシャルが高いゾーンであると捉えているところであります。以上です。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

この沿線はジョイフルエーカーやコストコを起爆として三菱商事が開発した大型店、さらに三井不動産がアウトレットを持ち込み、これらが引き金となって、清田区には大型電気店とホームセンターができ、最近、近接して衣料品大手の大規模店舗の進出の発表があったところでございます。まさにショッピングロードであります。実はもう立地する場所もなくなってまいりました。そこで経済部にもう 1 度お尋ねしたいが、時代背景の違いがございまして、輪厚工業団地と同規模で造成を、比較的平坦な地盤とすると造成費用は

何割程度で実施できそうなのか、その辺についてお考えがあればお聞きしたいと思います。

橋本委員長

齋藤経済部次長。

齋藤経済部次長

比較的平坦な地盤の場合の造成費用についてのご質問ですけれども、輪厚工業団地につきましては地形の起伏があったことから、土の切り盛りによってかなり敷地の造成費用がかかったものと認識しております。しかしながら人件費や資材費等につきましては、当時より 20%程度上昇している状況となっておりますので、具体的に積算をしておりますが、同程度の費用が掛かるのではないかと考えております。以上です。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

安全な答弁だと思うのですが、私の経験から言うと、かなり削減できるのではないかなと聞いております。それではお伺いしますけれども、平成 32 年に都市計画の見直しがあると予想されております。規制そして規則、法や通達に、新規開発に向け、それらの隙間と申しますか、検討したことがあるのかどうか、これは都市計画課にお聞きしたいと思います。

橋本委員長

諏訪都市計画課長。

諏訪都市計画課長

川崎委員の再質問にお答えします。平成 32 年度に予定しております都市計画の見直しについてであります。区域区分の変更につきましては都市計画基礎調査の結果を踏まえ見直すこととしており、人口や産業の動向、地理的状況、都市施設の配置状況などを総合的に検討しなければなりません。市街化区域の設定につきましては、人口の見通しに基づき適正な将来人口密度を想定すると共に、既存業務用地の現状や就業人口、工業出荷額等の推移を十分考慮し、適正な配置を行わなければなりません。前回の区域区分の見直しを行ったときにも都市計画区域の整備開発及び保全の方針に則し、かつ市街化区域の未利用地の状況、拡大の必要性、位置や規模の妥当性を十分に検討したところでございます。今後予定している区域、区分の見直しに向けて、過去の要望書や前回の見直しにおける内容を再検証し、北広島市に相応しい持続可能なまちづくりを目指してまいりたいと考えており

ます。以上です。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

都市計画法による開発が法律でかなり厳しい状況で制限を受けているところであります。ただ、住宅地の開発ということになると、大規模となると当然、都市計画法の中でやらなければならないわけですけれども、いわゆるミニ開発についてはある程度条件が緩やかな部分があります。それはある程度理由があって、例えば空いている土地がミニ開発だと 10 件やそこらだと思いますけれども、そういったものの積み重ねも私は検討が必要だと考えております。そこでこれは教育委員会にお聞きをしたいのですが、来年度の西部小学校の入学生がかなり少ないと聞いておりますけれども、人数を把握していたら、先ほどお願いしたのですが、お話をいただけますか。

橋本委員長

鹿野教育部次長。

鹿野教育部次長

川崎委員の再質問にお答えいたします。西部小学校の平成 28 年度の新入学児童数でありますけれども、まだ予定の段階ではあります、40 名と押さえているところであります。以上であります。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

我が地元の西部小学校ですけれども、ピークでは 70 人を超えるような小学生が入学されて、近年はだいたい 50、60 人が毎年入学されていたように思うのですが、小学校の校長から今年は少ないですよと聞いたときには驚きを隠せませんでした。これが今年限りのことであればいいのですが、来年、再来年と続くのであれば、この北広島の人口増加を引っ張ってきたのは輪厚地区の人口増もかなり影響があったらと思うのですが、その地域が子どもたちの入学が少ないところから見ると、どんどん減少しているのではないかと見るところであります。私は輪厚中央通が完成した場合の高速道路側の土地利用について、やはりこういう現状を見ると、宅地を貼り付け、小学校の子どもたちが継続して同じような人数でいられるようなことも考えていかなければならないだろうと思っております。ち

よっと場所が変わりますけれども、今度は企画財政部にお聞きをしたいのですが、上野幌駅周辺について、バリアフリー化の進捗状況についてのご説明をまずお願いしたいと思います。また関連し、上野幌駅周辺でまずやらなければならないのが行政界の整備だと思っておりますけれども、その辺の現状のお話をしたいと思います。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

お答え申し上げます。まずバリアフリー化に向けた取り組みという中では、昨年、本市におきまして駅周辺地区の安全安心調査、この委託を行いました。その成果につきまして、現在札幌市それからJR北海道と協議を行っております。駅舎を含めた周辺施設の一体的なバリアフリー化に向けましては、まずはバリアフリー化の基本構想、これを策定した上で当該地区を重点整備地区に位置づけるような必要がございますが、駅は札幌市の行政界の中にありまして、札幌市のバリアフリー基本構想には現在その駅は位置づけられていないという状況の中から、1つの手法といたしまして、本市と札幌市が共同で基本構想の策定をすることができないかということも含めて、担当レベルでは協議を行っているところでございます。また行政界の関係につきましては、ご質問の通り、旧河川敷地を行政界として、複雑に入り組んでいる形となっております。これまでも議会で度々取り上げられておりますけれども、両市の都市計画の区域区分の違いなどからなかなか具体的な協議が進んでおりませんでした。しかしながら、今説明した駅周辺のバリアフリー化の協議を進める中でもこの行政界の課題は避けて通れないということから、現在、札幌市の市長政策室企画課とこの課題解決に向けた具体的な協議、札幌市の課題等も含めて協議を進めているという状況でございます。以上です。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

私は昨年から厚別区選出の道議それから札幌厚別区の市議、そして民間のコンサルタントと地元有志で行政界のあり方について検討しております。民間レベルで検討されているわけでございますけれども、イメージしてもらおうとわかりますけれども、駅や駅前の駐車場ですね、これは北広島の住民の方が多いわけで、これは希望みたいな感じですがけれども、北広島市に三角部分を取り込んでしまう、こういう案を今まとめつつあります。これはあくまでも民間レベルのことでそういう動きをしたいなということですがけれども、これは話せるかどうかかわからないですがけれども、北広島市として、そういう三角地帯を北広島、当

然駅自体が北広島のエリアに入るわけですが、そういう部分について受け入れられるスタンスなのかどうなのか、参考までに聞かせていただきたい。もしこのような公的な場でできないのであればそれでいいですが、できる範囲でお答えを願いたい。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

まず実態として、駅舎は札幌市、駅前の広場は北広島市の行政界となっているのが事実でございます。今言った行政界の変更に伴う駅の位置の関係も含めては、市ではまだ具体的に検討していない状況でありますので、お答えができない状況でございます。以上です。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

私の根回しの中でいけば、札幌市はどうもそれでもいいかなというニュアンスがありそうなので、私どもとしてはそれを推し進めてまいりたいなと思っております。私の考えですけれども、その三角地帯が北広島市になることは、北広島市にとってもかなりのメリットがあるのではないかと考えております。公的なところでお話できないということであれば仕方ありませんが、そういう方向でいきたいと思っております。今までの質問の中で、やはり北広島は宝の宝庫ではないかと思っております。まだまだ伸びしろのあるまちでありますけれども、先ほどから言います都市計画法によってかなりの制限を受けているため、伸びしろを抑えられているのではないかと思っておりますので、その辺についてはこれからもやってまいりたいと思っております。そこで少し変わった質問になりますけれども、若者の市外流出を制限する施策も必要なのではないかということで、これは教育委員会にお聞きしたいのですが、市内の中学校の卒業生が他市の高校へ通う割合、人数などは把握しているものなのかどうか、お聞きしたいと思います。

橋本委員長

鹿野教育部次長。

鹿野教育部次長

お答えいたします。市内中学校の卒業生の進学先の状況についてでありますけれども、平成 25 年度の卒業生につきましては、619 名の進学者のうち市内へ 145 名、市外へ 474 名、ですから市外への進学率は 76.6%です。また平成 26 年度の卒業生につきましては、598 名

の進学者のうち市内へ 140 名、市外へ 458 名、市外への進学率は平成 26 年度と同様 76.6% となっております。以上であります。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

私の周りの話になって申し訳ないのですが、中学校で他市の高校へ通うような子どもたちの中では、条件にもよりますけれども、交通の便にもよりますけれども、外に住んでいるという、要は引っ越しをされて部屋を持ってやっているという子どもたちも結構多いような気がします。また、高校を卒業して大学へ通っている子どもたちも、大学生になれば部屋を借りて出ていくところが多いのではないかと思います。高校生や大学生などは 1 度家庭を出ると戻らない傾向があるのではないかと。また、どうも私どもの地域のことですけれども、実家から通うそれらの学生は就職しても実家に留まる傾向があるのではないかと私なりに分析をしております。私はこの定住というところに、若者の流出を考えたときに、ここにスポットを当てて通学支援を拡大して、高校生、大学生までも含めた施策というのは有効ではないかと考えますけれども、いかがでしょうか。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

まず総合戦略の策定にあたって人口ビジョンを並行して進めてまいりましたけれども、その中でも本市の人口移動の特徴としては、ご質問のあったように、20 歳代の転出超過が非常に大きく、進学、就職等が原因ということで東京圏、札幌圏を中心に転出が大きいと実態として認識しています。そうした中、総合戦略の中では、住宅の支援策としては今後の若年層の賃貸住宅に関する支援、大学生の市内居住の推進、子育て世代に対するマイホーム購入のサポート、さらには将来のまちの担い手となる人材育成を目的にした大学進学支援としての奨学金制度についても戦略の中では行っていくと考えています。質問のありました通学支援の対策ですが、現在のところ直ちにに取り組む予定とはなっておりませんが、総合戦略、今後 5 カ年の各種施策を進める中で進行管理を行っていきませんが、そういった中ではそういう施策についても検討する必要が出てくるものと考えています。以上です。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

今まで色々な部署にお伺いしましたが、先ほども言いましたように、北広島は本当に便利なところでもあり、そして法の縛りさえなければかなり大きなまちになっていたのではないかなと感ずるところであります。しかしながら、この 1 つの法律に縛られる中で、もう人口減少がどんどん進んでいくわけですから、他市に負けない、そしてそれに対応できる施策がこれからは必要なのではないかと思いますので、ぜひそれらを予算化し、実現に向けていただきたいなと思います。新聞報道を見ますと、確かに札幌市中央区はかなり人が増えていると。石狩市、北広島市は減少傾向にある。ただ目を引くのは、恵庭市や千歳市はプラスである。ここにやはり新規住宅のフリーの、これ都市計画法からフリーという言い方はおかしいですけれども、恵庭市や千歳市で検討して道の許可を得なければならぬけれども、ある程度、我々から見てもかなり緩やかなことができる地域がそういうことになっている、我々はどうしてもそういう縛りの中でやらなければならない苦しみはありますけれども、ぜひ、人口増加に向けて頑張りたいと思います。最初の質問を終わります。

財政規律についてお伺いいたします。冒頭にも示しましたが、近年の執行方針に無駄を廃することや効果のない事業見直しなど、財政規律が疎かになっているような感触を禁じ得ない、世の中全体がそのように思いますが、これも景気回復の表れを感じてのことだと思いますが、やはり気を引き締める必要があると思っております。予算審査においても多くの指摘があったように思いますが、このことについて触れておきたいと思えます。世の中が不景気を感じた時期やリーマンショック後には、多用されていたこの言葉はもはや死語となってしまったのかと感ずるところでございます。民間企業のトップは景気の良いときこそ経費節減に努めよと年頭の挨拶で引用し、社員を引き締めております。このことについて市長の考え方を伺いたしたいと思います。

それから事業の見直しについてお伺いいたします。省略すべきもの、無駄、効果の薄いもの、また公平性に欠けるものに対する事業の見直しを徹底し、必要なものへは十分な予算を投入する、至極当然だが難しさもあります。今回の震災においてもそれらを感じずる事業があると思えます。経験ある職員の大量排出の影響で慣れない職員の未熟な答弁もあろうかと思えますが、答弁だけではなく事業そのものの理解不足からとも思ったりしております。それらを流すわけにいかないのが議会であり、限られた時間で審査する側も十分な理解がでない部分もあるものではないかとも思うところですが、そこで、予算結審後にあっても見直すことがあるのか。執行者側のスタンスについてご説明を願いたい。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

財政規律についてであります。平成 28 年度予算案につきましては、社会保障関連経費の増加、地方創生の取り組み、新庁舎の建設、施設の老朽化対策など、多額の事業費が見込まれましたことから、経常的な経費の抑制を図ると共に、事業の内容や必要性、費用対効果の再検討を行いながら編成をしたところであります。予算につきましては、計画との整合性、選択と重点化、経費の削減に努めることが編成の基本方針であります。今後もより一層財政の健全化を図り、持続可能な財政運営に努めてまいりたいと考えております。

次に事業の見直しについてであります。予算の執行につきましては、議会が議決した予算の目的に従い最小の経費で最大の効果を上げるよう計画的な執行が必要であると認識しているところであります。今後につきましても事務事業評価などを活用しながら、市民サービスの向上に向けて限られた財源の中でより効果的な事業が実施されるよう努めてまいります。以上であります。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

さて今の答弁からも財政規律についてはもう当たり前のことで、当たり前のことを連呼することもやはり大事なことなのだろうと思います。私も色々な現場の中で安全についても、とにかく分かりきったことを連呼してきている、そういうことで常に頭に入れさせることも私は必要なのではないかなと思っております。

それでは街路樹補植について、再質問をさせていただきます。計画街路として植樹柵に植えなければならない理由、根拠について説明をして下さい。

橋本委員長

駒形都市整備課長。

駒形都市整備課長

川崎委員の再質問にお答えいたします。都市計画道路につきましては、都市の円滑な交通処理、良好な市街地環境の形成、それと災害時の防災性の向上が図られるように計画するものとしたしまして、植樹柵を含む植樹帯につきましては、歩道や車道などと同様に、都市計画においてその道路が機能するために設けるべき構成要素として、道路構造令においても市街地である 4 種の規格の道路においては設置することになっているところであります。都市計画道路において植樹柵を含む植樹帯に樹木を植栽することにつきましては、歩行者や自転車を自動車交通から隔離し、運転者の視線を誘導するといった交通安全を含めた良好な道路交通環境の整備、それと自動車交通による大気汚染の影響を緩和するため

の環境負荷の軽減、それと火災時の延焼などを防止するといった避難機能の確保といった防災性の向上、それと緑や紅葉といった四季を感じさせる景観の提供など、様々な効能を発揮するものであります。以上であります。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

ただいまの説明の中で、道路構造令についてこの規定であると答弁されました。その規定、道路構造令の第 11 条の 4 だと思えますけれども、その条文について、条文を正確に述べていただきたいと。

橋本委員長

駒形都市整備課長。

駒形都市整備課長

お答え申し上げます。道路構造令の第 11 条の 4 の規定におきまして、植樹帯につきましては、第 4 種、第 1 級及び第 2 級の道路に設けるものとしておられます。その他、1、2 級以外の道路ですけれども、その他の道路には必要に応じて植樹帯を設けるものとなっております、地形の状況、その他、特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りではないということになっております。以上です。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

そうですね。やらなければならないわけではなくて、色々な理由があればやらなくてもいいよとここに書かれている。もう 1 点、この植樹帯の定義で植樹柵を含む植樹帯と書いてありますけれども、答弁しておりますけれども、植樹帯の定義について、これ 17 項ですけれども、11 条の 4 の 17 項かな、条文について説明してください。

橋本委員長

駒形都市整備課長。

駒形都市整備課長

道路構造令におきます植樹帯の定義でございますが、植樹帯につきましては、良好な道

路交通環境の整備または沿道における良好な生活環境の確保を図ることを目的といたしまして、樹木を植栽するために縁石線または柵、その他これに類する工作物により区画して設けられる帯状の道路の部分と言うものであります。以上であります。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

今の答弁からしても、道路構造令によらなくても、これはそれを根拠にすることには少し無理があるのではないかと考えております。先ほどの植樹帯の根拠をおっしゃり、そして植樹帯の用語の定義の中では連続した帯状のものを植樹帯と言うと。そして植樹帯の幅員は 1.5m を基準とするものといえますから、植樹柵には何らこれが根拠になるものではないと思います。毎年の剪定作業や落ち葉、それから防犯灯の真下にあるために光が届かない、そして除雪の障害、暴風時の倒木、そして柵の中に根がいっぱいになって花を植える場所がなくなってしまう、こういう部分でいけば、十分に特別の理由があるように思いますので、その辺について今後検討していただきたいとお願いを申し上げます。

橋本委員長

暫時休憩いたします。

午後 1 時まで休憩といたします。

休 憩 午前 11 時 59 分

再 開 午後 0 時 59 分

橋本委員長

休憩を解き、再開いたします。

休憩前に引き続き、総括質疑を行ないます。

平政会、川崎彰治委員。

川崎委員

引き続き、新しい項目からさせていただきます。地域コミュニティについてでございます。市長は執行方針で地域コミュニティの衰退の影響について懸念をされ、示されましたが、これについて詳しく説明を求めます。市長の言う地域コミュニティの課題と角度が少し異なるとは思いますが、自治会活動の中での問題について 2、3 点お願いします。

町内会加入率についてでございますけれども、地域コミュニティの数的ベースに用いられる加入率と実際の現場加入率に隔たりがあります。住民台帳の世帯数をそのまま当ては

めているのでは加入率が低下するのは当然であり、是正する考えはないのか。

自治会交付金について、今年度自治会宛てに交付金の用途、分析についての依頼があったが、この理由についてお伺いをします。

それから自治会排雪について。今年度は天候異変による積雪状況が例年と異なり、自治会排雪を中止した自治会もあったと聞かすが、その実態について説明を求めます。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

地域コミュニティについてであります。少子高齢化の進行による人口減少により、自治会等の活動を行う担い手の高齢化や子どもの減少などから、世代を超えた交流や活動、人の繋がりが希薄化し、地域コミュニティの衰退に繋がるものと考えているところであります。地域コミュニティについてでありますけれども、地域の安全安心の確保に重要な役割を果たすことから、これらへの対策は最重要課題であると認識しているところであります。

次に自治会町内会への加入率についてであります。算出にあたっては 2 世帯住宅や世帯分離を行っている場合など、世帯数をどう捉えるかによって違いが生じてくることから、本市をはじめ多くの市町村では住民基本台帳の世帯数を母数として算出しているところであります。

次に自治会交付金についてであります。昨年からは自治会等に対し、交付金申請時に必要となります。予算書、決算書の作成方法について協力をお願いしたところであります。内容としましては交付金の使途の明確化を図るため、自治会が作成する予算書等の中で交付金対象経費を区分していただいたものであります。

次に自治会排雪についてであります。当初 69 団体の申し込みがありましたが、2 月中旬までの雪の状況により、21 団体が排雪を取りやめたところであります。以上であります。

川崎委員

まず地域コミュニティの問題についてですが、その加入率の問題ですけれども、例を出しますと、私の町内会は希望ヶ丘ですけれども、住民台帳でいくとたしか 774 世帯になります。実際に住まれている方の戸数でいうと 675 あるのですが、そうすると町内会の加入率が、その中から加入が 3 戸ないわけですけれども 672 戸なのです。世帯数で計算すると、86.8%、町内会加入率 86.8%ですよとなります。ところが実際の戸数と町内会の加入ですね、それを計算すると 99.6%になる。希望ヶ丘は 86.8%ですよと言われると、たしか新聞報道か広報だったかそういうことが出ました。そうすると、「加入率がこれだけなら私も入らなくていいのではないですか」ということになる。これが地域コミュニティの衰退に繋がっているのではないかと。ですからよそ様と一緒にするのはいいけれども、それだったら 2

段階表示、要は町内会とその世帯数を確認して、実際に入るところと入らなければならないところの差はどうか、そして加入率がこれぐらいですよというべきではないのかと思うのですけれども、その辺についてどうですか。

橋本委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

再質問にお答え申し上げます。世帯数の捉え方につきましては、市長答弁にもございましたが、2世帯住宅であるとか、住民基本台帳上でいう世帯分離を各町内会がどのように捉えているかというのは町内会ごとによって異なっていると考えております。仮に町内会が独自の戸数を押さえていたとしても、実態把握をお願いするとしたときに、場合によっては毎年調査依頼をするような形になって、町内会に大きな負担をお願いするようなこともあるかと懸念されます。また経年的な率を押さえるときに、他の自治体もそうですが、画一的な母数をもってその基礎数値とすることが望ましいと考えてございますので、現段階では自治会、町内会等への調査については考えていないところです。ただし、川崎委員がおっしゃったように、2段階ということも想定はされますので、今後の課題ということで捉えおきたいと思っております。以上です。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

加入率ですが、先ほど言った希望ヶ丘の例でいきますと、ほとんど 100%、2、3 件しかないわけです。希望ヶ丘が加入率を上げることになると、次の質問にも関連しますけれども、2世帯もカウントして、774世帯ですよとなるのか。そうすると自治会交付金は774世帯で申請することになるわけです。それこそなんか矛盾があるのではないですか。そういうことで、できればその2重表記なり実態を把握していただきたい。

次に自治体交付金についてですけれども、極端な問答ですけれども、交付年度にその用途、使用する者がなかった場合は、返還を求めるのか、その部分となぜこのような義務を課しているのかについて、もう一度お願いします。

橋本委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

お答えいたします。自治体交付金についてでありますけれども、昨年より自治会に対して交付申請時の既存資料として予算書、決算書の提出はいただいておりますけれども、これらを交付金の使途として明確化を図るという意味合いで、自治会に予算書等の中に交付金の対象経費を区分していただきたいということをお願いをしたところでございます。以上です。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

希望ヶ丘町内会も発足して 20 何年ですけれど、私は希望ヶ丘町内会しか知らないのではありませんけれども、今までそうではなかった。要は計算書さえ出せばそれでいいですよということで、その変わった理由は何ですか。

橋本委員長

榎本市民課長。

榎本市民課長

市の制度としては私どもが昨年実施したものより、本来対象経費となるものと対象経費外の経費ということを基本的に明確にして、補助金、交付金の支出をするようにというのは、元々、市の交付金、補助金等の考え方がございます。それらを私ども自治会等を所管する市民課としては、なるべく町内会にご負担をかけないような形で何とか平易な方法で交付金の支出をできないかということでやっていた中で、既存の予算、決算書において読み取ろうという考え方でおりましたが、今回改めて市の基準に沿った形で、なるべく省力化した中で既存の決算書、予算書に付記していただくような考え方で、今回お願いをしたところであります。以上です。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

そもそもこの交付金というのは戸数の条件で交付しているものであって、中身の条件というのはないわけですよ。中身の条件がないのに、何故その中身について知りたがるのかがわからない。その辺については、このあと時間もないのであれですけれども、先ほどの議論の中にもありましたけれども、町内会の負担がどんどん大きくなってきている。そ

の中で役員の成り手がなくなっている。町内会を運営している人たちは相当成り手に苦勞している中で、色々な仕事が町内会にどんどん押し寄せてくるということ、議論の中で落ち葉拾いも町内会でやってほしいみたいな話があったけれども、自分たちの都合の部分については全部町内会に押しつけてきているというのがこの頃の町内会でないのか。そういう意味で、市長の言うコミュニティの衰退というのはそんなところから出てきているのではないかと、私は長年町内会をやってきて感じております。ぜひ、その辺についてはもう少し町内会のことを考えてやっていただきたいと、これは申し入れだけをしておきます。

それから自治体排雪についてお伺いします。今年度から排雪事業の金額が改定されました。その理由についてもう 1 度おさらいをしておきたい。先ほど 69 団体のうち 21 団体がやらなかったということでした。従前から 1 カ所は民間にお願いしているということだったので、それ以外の実施した自治会の単価は同じであるかどうか、それについてお伺いしたい。

橋本委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

川崎委員の再質問にお答え申し上げます。排雪事業の金額の改定についてでございますが、排雪事業の補助金額につきましては労務費や燃料費の改定、排雪量の実績を反映させるため、平成 9 年度の事業開始からこれまで、概ね 3 年から 5 年の周期で 4 回ほど改定を行っております。前回の改定が平成 22 年であり、既に 5 年が経過し、この間、労務費、燃料費等が上昇していたことから、今年度に向けて改定したものであります。今年度実施しました 48 団体のうち、先ほど川崎委員のおっしゃられたとおり 1 団体のみ補助基準額より低い価格で実施しておりまして、他の団体につきましては同じ価格で実施しております。以上でございます。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

排雪補助金は上限を決めているのではないかとということについてお答えを願いたいのと、それから契約時期が 1 月初旬であります。実施日の雪の量と異なると思うのですが、その辺については適正だと思いますか、どうですか。

橋本委員長

新田土木事務所長。

新田土木事務所長

補助額の上限ということでございますが、排雪事業の補助金の額につきましては原則、排雪に要する費用の 2 分の 1 以内の額とすると定めておりますことから、川崎委員のおっしゃるとおり上限を定めていることとなります。

それと契約時期が 1 月初旬ということで仕事量が異なるのではないかとということでございますが、仕事量いわゆる排雪量につきましては、補助基準額の設定時におきまして、過去の排雪量の実績から平均値を求めて標準排雪量としているところでございます。以上であります。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

また我が希望ヶ丘のことで申し訳ないのですが、私の町内会の排雪の距離は市内で 1 番か 2 番だと思うのですが、8 km あります。一方で、少ないところは 500m や 1 km くらいのところもたぶんあるでしょう。そこと金額が全く同じということに私はどうも納得ができない。一般の商売であれば、スケールメリットも必ずあるはずなのに、そういうことであります。この辺はぜひ、是正していただきたい。我が町内会も参考のために札幌市の業者に見積もりしてもらったところ、実際の価格よりかなり安い金額で見積もりが来ている状況でございます。こういうことが続くと、そういう業者をまた探す必要があるのではないかと考えるところでございます。ぜひその辺については、前回も触れていますので長くは言いませんけれども、ぜひその辺については検討願いたい。その辺について、もしあればお願いします。

橋本委員長

村上建設部長。

村上建設部長

100% 完璧な制度を作るのはなかなか難しいものがあるのではないかと私も考えております。ただ、より良い制度設計ができないかということにつきましては、近隣の自治体の状況等も調査させていただきながら、引き続き調査、研究をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

今回中止した自治会の会長は、仮に半額であったらやってもらったろうなというお話をしておりました。苦勞しているのは、その時は少ないけれども排雪だけしておけば今苦勞することがないのになという意見もあります。そういう状況、状況に合わせて、町内会と業者と交渉して、今年は少ないから半額でいいよ、じゃあやりましたよとなるような制度にぜひやってもらいたいと思います。

次に個別事業について伺います。ITに関する事業について、審査の過程でシステム導入等、管理ソフト導入についての事業が複数ありましたが、予算全体でどの程度のボリュームがあるのか、詳しく説明をして欲しい。

次に職員の提案について伺います。以前に職員の提案制度の説明がありましたが、今年度はどれほどのご提案があったか。同時に 28 年度予算に反映された事業があれば説明をしてほしい。

それから庁舎建設も工程が現実のもの見え始めたが、新年度予算には建設工事の範疇以外の項目が見てとれず、各部署の経費について例年に変わりが現れていないと思われる。移行が 29 年度当初であり、本年度中に発注するものが当然あってしかるべきであり、この対応についての説明を求めます。

それから新電力の取り組みについて、審査の中で新電力への検討を進めるとの理由に、再生エネルギーの推進の後押しとなるとの答弁があったように思いますが、再生エネルギー電力事業者との契約を検討しているかどうか、その辺について説明を求めます。

それからスマートチェンジの 24 時間化について。24 時間化に向けての検討について、地域住民の説明はどうするのか、これについてお願いします。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

個別事業等についてであります。ICTに関する事業費につきましては、平成 28 年度予算案の総額で約 3 億 5,600 万円となっております。主な経費の内訳としましては、各システムの改修や保守等の委託費が約 1 億 6,300 万円、各システムや機器の借上げ等の使用料及び賃借料が約 1 億 1,100 万円、備荒資金を活用して購入した機器の備荒備品購入費が約 7,800 万円、土木積算システムなど自治体共通のシステムを利用するための負担金が約 400 万円となっており、特別会計も含めた全体予算の約 0.8%を占めております。なお、避難行動要支援者名簿管理システム、母子システム、学校校務支援システム、学校給食管理

システムなど約 2,500 万円を新規導入経費として計上しているところであります。

次に職員提案制度についてであります。本年の提案件数につきましては、個人によるものが 32 件、グループによるものが 13 件、合計 45 件の提案があったところであります。現在、提案審査委員会による審査を行っており、市民サービスの向上や業務の効率化等に有効な提案につきましてはその実現に向け、平成 28 年度から取り組んでまいりたいと考えております。

次に新庁舎への移行に伴う予算についてであります。平成 28 年度予算案には新庁舎の庁内 LAN 整備に伴う備品購入費として 3 千万円を計上しているところであります。なお、各部署等において新たに必要となる備品の購入費用などにつきましては、既に議決をいただいている新庁舎建設事業継続費に含まれておりますことから、契約、発注については平成 28 年度中に行い、支払いが生じる平成 29 年度の予算に計上となるものであります。

次に新電力についてであります。電力事業者との契約につきましては、経済産業大臣の登録を受けた小売電力事業者のうち経費の削減や環境負荷の低減に一定の効果があると見込まれる事業者を検討しているところであります。

次に輪厚スマートインターチェンジの取り組みについてであります。現在 24 時間化に伴う整備効果や交通量推計に基づき、関係機関であります北海道開発局や北海道、東日本高速道路株式会社等と協議を行っているところであります。なお地域住民への説明会につきましては、平成 28 年度に 24 時間化の運用に向けて現状の交通量、開通後の予定交通量、整備効果等について開催することとしているところであります。以上であります。

橋本委員長

川崎委員。

川崎委員

通告の中で監査のご意見も聞くことになっておりましたけれども、時間がなくて大変申し訳ありません。次の機会にしたいと思います。

時間がありませんので 1 点だけ。新電力の取り組みについて私のほうから少しお話をさせていただきたいと思っております。もうご存じだと思いますけれども、この答弁書を作っているときでしょうか、大手新電力会社が倒産いたしました。私もフェイスブックの中で新電力の危うさについてかなり多くの意見を述べてまいりました。私は風力発電を、この道内の最大規模と当時言われているものを 2 つ連続して事業を立ち上げてきましたけれども、その事業者は当初の事業者からもう既に変わっております。2 社とも変わっております。要はその電力事業というのはそれだけ不安定な事業なのです。ですから、しっかりと新電力に、やるならやるのはいいでしょうけれども、検討を重ねていただきたいなと思っております。必ずしつぺ返しがあります。一般的に、私も自家発電を建物に入れた経験がありますけれども、自家発電の場合は自分のところで発電して自分で使うわけですから、それが壊れ

たときには通常の 1.2 倍の基本料金を払い、そして高額な使用料金を払わなければならないという、そういうしっぺ返しと言ったら言い方が悪いかもしれませんがもありますので、ぜひ考えていただきたい。この件についてお答えだけいただいて終わります。

橋本委員長

浜田総務部長。

浜田総務部長

新電力の導入にあたりましては、小売電力事業者の電源構成、それから今言われていた経営状況を含め、慎重に検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

橋本委員長

以上で川崎彰治委員の総括質疑を終わります。

次に日本共産党、山本博己委員。

山本委員

日本共産党の山本博己です。私も予算総括は初めてですので、よろしくお願いします。

子育て支援のことについてお聞きしたいと思います。1つ目は子ども医療費助成の拡充についてです。今年度予算は人口減少対策を目的として、総合戦略の初年度の年になります。その中心的な施策である子育て支援策の充実が求められている中、子育て世代の負担軽減で最も要望が強い子ども医療費の助成拡大に今年度は手をつけないというのは政策判断としていかがなものかと考えております。子ども医療費の支援拡大の意義は申すまでもなく2つあります。1つは理想の子どもの数と予定する子どもの数に乖離があるわけですがけれども、その理由として子育てや教育にお金が掛かり過ぎる、これ以上育児の負担に耐えられない、そういう経済的な負担の問題があります。北広島の総合戦略の目標である出生率を上げていく、こういうためには思い切った子育て家庭の負担軽減など、大胆な対策を実行していくことが求められているわけです。

2つ目は、そもそも親の経済的な階層によって子どもの健康状態も違ってくる、それが大人になってからも大きく差が出てくるということは欧米の研究の中でも明らかになっているわけです。親の経済状態によって医療機関に通えたり通えなかったりする、それによって経済状態に差が出てしまう、そういう問題を断ち切る必要があると思います。北広島を子育てのまちにする、流入人口を増やす、出生率を上げるというのであれば、医療費の無料化を先駆けて行うことが求められていると思います。市のこれまでの議論では、無料化は莫大な費用が掛かると言われておりましたけれども、実際どうなのでしょう。年々、子どもの医療費は、決算ベースでは予算額を下回ってきています。実際の費用の推計を決算ベースでの試算で行なえば、費用額はそれほど大きいものではないのではないかと考えま

す。総合戦略で実施したと、実施すると決めたわけですから、子どもの医療費の支援拡充、無料化を早期に実施すべきと考えますが、市長の見解を求めます。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

山本委員のご質問にお答えを申し上げます。子育て支援についてであります。本市の子ども医療費助成につきましては、現在子育て支援の充実に向け北海道医療給付事業を基準に上乘せ助成をしているところであります。本市の制度内容については、所得制限及び3歳未満の自己負担額が初診時一部負担金のみとし、北海道と同じ基準であります。3歳以上小学校就学前児童の自己負担額については、北海道の基準では住民税非課税世帯が初診時一部負担金のみで、課税世帯が1割負担であるところであり、本市は課税世帯についても初診時一部負担金のみとし、さらに就学前児童の市内の医療機関における初診時一部負担金を無料としているところであります。また助成の対象については、北海道の基準では通院が小学校就学前までのところ本市では小学生まで、入院が小学生までのところ本市では中学生まで拡大助成をしているところであります。子ども医療費助成につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略において、平成31年度までに通院費、医療費の助成対象を中学生まで拡大することにしたところであります。本市の医療費に対する助成につきましては子ども医療費のほか、重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費について所得に応じた一定の負担をしていただき、実施していただいているところであります。医療費助成につきましては、将来にわたって安定的運営を図ることが重要であり、現在のところ現行制度で実施してまいりたいと考えております。以上であります。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

以前、市で医療費無料化についての検討がされたと思いますけれども、中学校の通院費無料化の負担額というのは一体いくらで試算されているのか。また小学生の通院費につきましてはすでに負担をしていますので、その通院費の市の負担額の27年度の決算ベースでの負担額を教えてくださいたいと思います。

橋本委員長

土山保険年金課長。

土山保険年金課長

まず子ども医療費の中学生の通院医療費の助成の見込みでございますが、昨年度推計した数字でございます。これは実態としましては、市の中学生の医療費については、実態がいくら掛かっているかというものは国民健康保険の数字から推計するものでございます。ただし国民健康保険の加入者は対象者数の 9%と少ないことから、なかなか実態の数字とは違う場合がございます。その数字ですけれども、昨年推計した数字ですけれども、受給者の対象者数を 1,720 人と見込み、13 歳から 15 歳までの国保医療費から積算しておりますが、3,500 万円が保険の負担分としております。そのうち 1 割を自己負担とすることになりますので、市としては 2,300 万円程度の支出になると見込んでおります。また小学生の通院の 27 年度の決算見込みでございますけれども、昨年 4 月診療分から助成しておりますが、まだ 2 月までの支出の支払い状況から見込んでおります。受給者数が 2,784 人で、医療機関からの請求の多くがふた月遅れとなっておりますから、27 年度はほぼ 10 カ月分の助成額となっております。そこから見込みまして、今年度につきましては 3 千万円程度の支出見込みとなっておりますが、これを 12 カ月分と実際に直しますと、3,700 万円程度の支出になるものと考えております。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

今の数字をお聞きしましたけれども、そうしますと大体 3,500 万円と、推計できます。これは 2 割分の負担ですから、この半分と計算するわけですから、大体 1500 万から 600 万くらいですか。ですから大体 4 千万円くらいの費用負担という形で推計されるのではないかなと思います。しかもそれにつきましては、決算ベースでいくともう少し下がると思いますので、大体 4 千万円くらいの財源を確保すればできるのではないかなと思います。しかも市で今予定している中学生通院費の 1 割負担までにするということであれば、1,500 万円から 2 千万円くらいの費用負担で実施できるわけですよね。そういう意味では、わざわざ先延ばしにする根拠がいま一度理解できないのですけれども、もう少し、何故この事業を実施すると決めているのに後回しにするのか。そこら辺のところを説明していただきたいと思います。特にこの子ども医療費につきましては、国の地方創生交付金も活用できると今なっております、その場合には国も財政調整などペナルティを課さないという通達も昨年 12 月に出ているわけです。そういうことを活用すれば、市の財政負担が非常に少ない形で実施できるのではないかなと思いますけれども、そこら辺のところについて見解を聞かせていただきたいと思います。

橋本委員長

土山保険年金課長。

土山保険年金課長

中学生の通院助成につきましては、拡大時期は本年度、小学生の通院助成を子ども医療費では拡大しております。拡大にあたりましては、やはり関係機関との調整やシステムの改修等準備期間が必要となってございますことから、28 年度につきましては実施が無理と判断しております。また国保の子ども医療費の助成に係わる減額調整が確かに総合戦略の場合には外れるということで通知はきておりますが、国保会計の問題でありまして、こちらの助成については及ばないものと考えております。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

国保の問題については、今、私が言ったのは国の交付金も活用できるということなので、そういうのも活用すれば市の財政負担はかなり低く抑えられると思うのです。それと今システムの問題をおっしゃったのですが、実際そのシステムを改修したばかりで、また改修するのは厳しいというのは理解できるのですが、そうであれば、例えば一定期間、窓口負担で対応するという形ででも、多少本来の姿からずれるかもしれないのですが、医療費が負担軽減されるという経過措置ということであれば保護者の方も喜ばれるのではないかなと思うのです。ですから、そういう意味ではぜひ、そういうシステムとか色々な形で先延ばしするのではなく、何とかそういう国のお金を使ったりしながら実施を早めることができなかと私は考えるのですが、そこら辺のことについていかがでしょうか。

橋本委員長

福島保健福祉部長。

福島保健福祉部長

お答えいたします。通院費助成につきましては、先ほど課長が答弁しましたとおり、本年度から小学生の拡大をしているところでございます。今準備するというところで、システムの関係もありますけども、制度の関係につきましても十分検討いたしまして、途中で齟齬のないように準備してまいりたいと考えております。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

今の答弁はよくわからなかったのですが、いずれにしても市としては子育て支援、いろいろ施策を打たれていると思うのですが、総合戦略、他の事業については特に集中的にやられている施策が沢山あります。ですから子育て支援についても、これはやっているからいいということではなくて、ぜひ、集中的にやっていただきたいなと思います。そういう意味では父母の立場に立って、流入人口を増やす宣伝にもなるわけですから、早期実現をしていただきたいと思います。それについては今後も取り上げていきたいと思っておりますので、次に移りたいと思います。

2つ目は学校給食の問題について2つ伺います。1つは学校給食の公会計化についてでございます。28年度の予算資料に学校給食の公会計化の予算が盛り込まれているところですが、学校給食の公会計化とはオオヤケ会計化ということですが、言い換えますと、給食費を学校ごとに集めて学校が管理する、集まった給食費の範囲で給食を提供するという従来のやり方を私会計と言っているわけですが、こういう制度を変えて、給食費については保育費などと同様に市の予算として、給食費をきちんと予算化して執行する方式に変えると理解しているところですが、これは給食費予算の安定化、それからお金の徴収管理業務における教職員の負担軽減に寄与するものとして我が会派が要求し続けてきたものでありまして、本来、平成27年度から実施する予定だったものが延期になったことから、この経過などを度々議会で取り上げてきたところであります。それが28年度予算で実施することになったのは評価したいと思いますけれど、しかし事業の実施にあたっては適正な行政手続きを経ることが必要であることは申し上げるまでもありません。公会計化となれば市が市民から費用を徴収することになりますから、条例により実施されなければならないわけで、そのためには事前に市民意見や議会での議論が必要であるとなるわけです。本来、制度設計と予算が連動して提案される必要があるわけですが、今回の公会計化予算については条例制定が提案されておりません。徴収について議会で十分に議論して行われることが、制度設計については議論が全くされていないという中で、その予算を決めるという状況になっているわけです。そういう意味で、この公会計化に向けて制度設計と予算をこういう形で連動させないというやり方は、非常に手順として問題があるのではないかと思いますので、見解を求めます。

2つ目は学校給食のアレルギー対応の問題です。アレルギー代替食の実施につきましては、昨年6月に私も一般質問で取り上げさせていただきましたけれども、そのときの市の回答は調理ラインが1ラインしかないということで、当市の給食センターの施設的な問題で実施ができないと回答されていたわけです。我が会派としては他市の事例を色々調査しました。当市と同じ調理ラインが1ラインしかなくても、最初にアレルギー源食品を入れずにアレルギー対応食を作って、その後に普通食を調理するやり方を行っている市があるわけです。その場合には人員もかからないで、釜などの設備も変えずに工夫しながら、代替食を提供するという事例があるわけですね。今回の予算審査特別委員会の中でこの調査結果

を紹介して、当市においてもそうした工夫でアレルギー代替食の提供を実施できるのではないかと質問いたしましたけれども、市はその事例について把握していると答えられたものの対応については要領を得た答弁がありませんでした。その後、この質問の後に、偶然なのかもしれませんが、子どもにアレルギーがある保護者から教育委員会に、今年 4 月からの入学において、給食の提供や症状が出たときの処置など学校のアレルギー対応に不安を持った父母からの相談が寄せられたと聞いております。エピペン使用や給食提供についての説明にかなり不信感を持っていたそうです。相談内容についてここで議論するつもりはございませんけれども、その保護者にとってみればアレルギー対応は非常に重要な問題だと考えているわけです。そういう意味で学校給食についても、アレルギーを持った児童生徒であっても、できる限り一緒に給食を食べられるように工夫していくことが必要であると今考えております。そこでお伺いしますけれども、施設の状況などを理由とせず、工夫してアレルギー代替食の提供を行なうべきと考えますけれども、見解を求めます。

橋本委員長

吉田教育長。

吉田教育長

山本委員のご質問にお答え申し上げます。学校給食についてであります。学校給食の公会計化につきましては、平成 29 年度から学校給食にかかる事務の透明性や保護者負担の公平性の確保、学校事務の効率化を目的に実施することとしているところであります。平成 28 年度予算におきましては、学校給食費公会計化事業として現在各学校で行なっております事務の効率化に向け、収納管理システムを構築する経費と公会計に向けて必要な経費等を計上したものであります。今後につきましては、公会計の導入に向けて議会にご説明した後、保護者や市民の皆様への周知を行い、第 3 回定例会において条例の提案をしてみたいと考えております。

次に食物アレルギーでの対応についてであります。現状の取り組みといたしましては、主食提供するソフトフランスパンについては、卵、乳製品抜きのものを使用しておりますほか、麺につきましては卵抜きのものを使用しているところであります。また調味料についてもアレルギーフリーに配慮しているところであります。このほか食物アレルギー調査の実施や献立表への表記の工夫、誤食防止の取り組みなど、安全な給食提供に努めているところであります。アレルギーを有する児童生徒に対して教育的配慮をすることは必要であり、今後も他市町村の取り組み等を調査研究してまいりたいと考えております。以上であります。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

29 年度から公会計化を実施するということですが、何点かお聞きしたいのですが、今回の予算ではその収納管理システムの構築とその他公会計化に向けて必要な費用ということなのですが、具体的にどのようなものなのかと、特に公会計化に必要な財務システムとの接続費用なども含まれているのかどうか、それから 28 年度は実際に何を行なうのか、お聞かせ願いたいと思います。

橋本委員長

川口学校給食センター長。

川口学校給食センター長

平成 28 年度におきましては、平成 29 年度からの学校における給食事務の軽減を図るため、収納管理システムの構築を行うものであります。また、学校給食の公会計化につきましては、繰り返しになりますが、議会へご説明をし、学校、保護者への周知を図ってまいりたいと考えております。その後、学校給食費の取扱いに関し、必要な事項を定めるための条例、規則案についてご審議いただき、平成 29 年 4 月からの公会計を予定しているところであります。なお、給食費の徴収につきましては、これまで各学校で行ってまいりました事務を平成 29 年度より当給食センターで行うこととしております。次に収納管理システムの構築以外の経費といたしましては、市の基幹ネットワークに接続する委託費用、それと回線使用料を予算計上し、公会計に向けて準備作業を進めているところでございます。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

要は 28 年度は 29 年度に向けての準備ということだと思うのですが、実際には基幹ネットに繋げるということで、公会計の実際のシステムの予算も入っているわけですね。であれば、先ほども申したように、本来その制度設計と予算を組み合わせなければならぬわけですね。この条例を 3 回の定例会に出すということですが、それであれば補正で対応することも可能ですよね。今までそういう形でされてきていると思うのです。ですから、そういうところもきちんと整合性をとってやっていただきたいなと思います。こちら辺についてのどうお考えなのか、お聞かせ願いたいと思います。

橋本委員長

水口教育部長。

水口教育部長

先ほどもお話ししたのですが、公会計化を実施する理由の 1 つとしまして、学校の給食費管理事務等への負担軽減をご説明したところでございます。これにつきましては、収納管理システムと食数管理システムの構築が必要であり、今回の予算はほとんどの部分が収納管理システムの構築でございます。財務会計との接続等につきましては公会計化に繋がるものでございますけれども、作業自体は 9 月以降、29 年 1 月以降となっております。財務会計に繋げるためには事前に仮稼働等のテストが必要であるということから、今回予算を計上させていただいたところでございます。条例につきましては、保護者にご負担いただいております学校給食費を公会計として取り扱うことを明確化するために、児童生徒、保護者の権利義務に関する事項や学校給食の取り扱いに関し必要な事項を定めるものでありまして、29 年 4 月からの施行を予定するものであり、今後、市民の皆様にはわかりやすく周知すると共に、議会での議論を経た上で定めるものと考えております。以上でございます。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

これ以上は言いませんけれども、やはり 3 回定例会で条例提案されるということですので、具体的な内容については改めてそういう中で議論させていただきたいと思っておりますけれども、しっかりと進めていくように要望して次に移りたいと思っております。

アレルギーの問題ですけれども、今の答弁でアレルギー対策の実施状況を説明されておりますけれども、努力されていることはわかります、私も本当によくされていると思っております。でも実際に給食が食べられない子どもが現にいるわけですよね。ですから、その子どもたちに給食を提供できる工夫を何とかしていただきたいというのが今回の主旨なのです。予算審査特別委員会の中での答弁は、弁当を持参している子どもは小学校で 3 名、中学校で 1 名ということですが、年間を通して何日くらい停止されているのでしょうか。

橋本委員長

川口学校給食センター長。

川口学校給食センター長

お答えいたします。アレルギーを有します食品が単品目の場合は本人が除去したり、代

替の物を持参するなどの対応を現在とっているところであります。なお、児童生徒へは事前に詳細な使用食材の成分表を渡しており、学校と保護者がお互いに連携しながら進めているところであります。またアレルギーを有する食品が複数にわたり除去などの対応ができない児童生徒につきましては、年間で小学校では 190 日、中学校では 180 日ほど弁当持参の対応となっているところがございます。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

190 日と 180 日と言ったら、ほとんど弁当持参ということではないですか。この前の予算審査特別委員会のときには、主食がどうしても駄目だというときは弁当持参になるけれどもそれ以外は極力その食事をとっていただくということなので、もっと少ないのかなと思ったのですが、これではやはり子どもたちが可哀想なのではないかなと思います。しかも小学校 3 名、中学校 1 名、潜在的に色々、部分的にできない人は非常に沢山いるということなのですが、工夫すれば色々できるような感じもします。そういう点でこの予算審査特別委員会での答弁と少し対応が違うのですが、そういう形で対応してもこれだけで欠食という形になるのでしょうか。

橋本委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 1 時 55 分

再 開 午後 1 時 56 分

橋本委員長

休憩を解き、再開いたします。

川口学校給食センター長。

川口学校給食センター長

申し訳ありません、私の説明が少し悪かったもので、もう 1 度お答えいたします。今アレルギーを有する食品が複数にわたりと申し上げましたけれども、現在、給食をカットしておりますその 3 名の子どもたちが、小学校では 190 日、中学校では 180 日給食をストップして弁当を持参となっているところであります。その他の単品目の児童におきましては、その都度その都度の対応を行っておりますので、食べられないものもございますけれども、食べられるものについては食していただいているという形になります。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

後半はわかります。この前の予算審査特別委員会で、食事を提供できないのがどれくらいあるのかと話をしたときに、要するにメイン食材がアレルギーであれば給食にならないので止む無く持参するけれども、その周辺の食物にアレルギーがある程度だったら給食提供できるというご説明でしたよね。であれば、そんなに給食の停止がないのではないかというニュアンスのご答弁だったので、実際の小学校と中学校の給食停止の日にちを見ると、ほとんど毎日提供されないということになるのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。

橋本委員長

暫時休憩します。

休 憩 午後 1 時 59 分

再 開 午後 2 時 2 分

橋本委員長

休憩を解き、再開いたします。

川口学校給食センター長。

川口学校給食センター長

お答えいたします。アレルギーを複数お持ちのお子様については、保護者から申し出を受けまして給食を停止しているところであります。そのお子様が小学校 3 名と中学校 1 名という形になっております。また、2 品 3 品と複数品目あるお子様につきましても、申し出は私どもで受けておりますけれども、その中で食べられるもの、食べられないものということで調整をとった中で、食べられないものについては自分で除去していただいている、またそれに替わる食材を自宅から持ってきていただくという形でやっているところであります。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

説明はわかりました。そうしますと、その前の相談案件の部分は議論しないということだったのですが、相談された方の経過をお聞きしたところ、ずっと持参じゃなくていいんですよというふうに、父母に対して説明されたということですが、それは弁当持参は恒常的でないという理解でよろしいのでしょうか。

橋本委員長

鹿野教育部次長。

鹿野教育部次長

ただいまのご質問にお答えします。個人的な事案ですので具体的なお話は控えさせていただきますけれども、アレルギーを持った子どもへの対応につきましては、医師から出ている管理指導表を基に、保護者と十分連携を図りながら、その子にとってどのような物質がアレルギーなのか、そしてどういう場合に危険になるのか等々十分協議しながら、対応を決めているところです。ですから児童の様子をしっかりと把握していない段階で、弁当ですよとか十分給食は供給できますよという話にはならないということで、この後、十分学校と保護者で議論をして連携を図りながら対応していくというところでご理解いただければと思います。以上であります。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

これについてこれ以上お話しすることはしません。

次に話は元に戻りますけれども、予算審査特別委員会の中でも、市としても他市の事例を把握していて研究されていると思いますけれども、当市でそうした工夫をやっていくということで、どこが課題であるのかという辺りを教えていただきたいと思います。

橋本委員長

川口学校給食センター長。

川口学校給食センター長

お答えいたします。江別市での取り組みにつきましては私どもも承知をしているところでございます。また本市の取り組みにつきましては、栄養教諭を含めまして研究検討を行っているところでございますが、アレルギー代替食などを現状の施設設備で行うにはさらに厳重なチェック体制が必要となるほか、アレルギーの原因となる食物を完全に排除するための処理工程の見直し、調理時間、配置人員の拡充などが課題となっているところで

ります。今後におきましては本市のアレルギー対応に対する考え方について整理いたしますと共に、現状においても取り組める対応につきまして研究検討を重ねてまいりたいと考えております。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

これについてまた議論させていただきたいと思いますので、給食問題ではないのですが、関連して 2 点ほどお聞きしたいと思います。

1 つは文部科学省、2008 年にまとめたアレルギー対応に関するガイドライン、指針を決めているわけですが、緊急時には児童生徒に代わって教職員がエピペンを使用するなどの対応策を示しておりますけれども、当市の対応も文部科学省のガイドラインに沿ったものであるのか、お聞きしたいと思います。

それともう 1 つはアレルギー食品を実際に学校で誤って食べたりして、緊急搬送とかをしなければならないときに、救急車が呼ばれた場合、救急救命士などがエピペン使用など、実際に対応が可能なのかどうかお、聞きしたいと思います。

橋本委員長

川口学校給食センター長。

川口学校給食センター長

お答えいたします。ガイドラインに沿っているのかというご指摘でございますけれども、本市におきましてもこのガイドラインに沿った形で実施をしているところでございます。各学校におきましては、アレルギー疾患のある児童生徒への緊急時の対応などについて研修会を実施し、児童生徒がエピペンを自ら注射できない状況にある場合は教職員が代わって注射できる体制を整えているところであります。

橋本委員長

山口消防署長。

山口消防署長

山本委員のご質問にお答えします。アレルギー食品によるショックで救急車が要請された場合ですけれども、救急救命士は処方されておりますエピペンを児童等が所持している場合については、本人に代わって注射することができる体制となっております。以上でござ

ございます。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

わかりました。教育長の答弁では、アレルギーを有する児童に対する教育的配慮が必要だとお答えをいただきました。教育的な配慮のためには一刻も早く給食と一緒に食べられる環境を作っていただきたいと思います。そのためには調査研究していくということですが、調査研究だけには終わらせず、どうやったら一緒に食べられるのかという、そういう環境整備を一刻も早くしていただくよう努力していただきたいと思います。と要望します。

それともう 1 つ、アレルギー対応については学校現場でも教職員の研修をしているのですが、実際、現場での教職員の対応、実践的にやれるように、父母の方も一応やれるみたいな感じで、やれるのかどうか不安みたいな感じになりますと、やはり父母の方も大丈夫なんだろうかというふうに思います。そういう意味で、練習も実践的にやっていただきたいと思いますし、消防だけではなくて医療機関などと連携を密に図っていただいて、全体でアレルギー対応をしていただくように要望いたしまして、次に移りたいと思います。

3 つ目は国保会計です。今回の国民健康保険の特別会計ですけれども、市民負担の増加など 2 年連続で実施されようとしております。当市においては年金が下がったり、非正規労働者も 4 割という状況にある中で、市民負担を安易に増やしていいのかと考えます。実際、市の先ほどの様々な、子ども医療費のところでも、国保会計の安定化も必要だと言われました。実際どうなのかなということ、私も今年度の国保会計の歳入歳出の状況を見てみたわけですが、国保会計の総括の歳入の状況を見ていたわけですが、市民負担を増加してまで市の繰入額を減らさなければならない状況にあるのか。実際には 23 年度以降、収支はずっと黒字で推移しています。27 年度についてはまだ決算が出ていないのでわかりませんが、おそらく黒字なのではないかなと思います。そういう意味で、そういう中で国保会計について市民負担の増額を求めるとするのは、根拠がないのではないかなと考えます。そういう意味で、今回の国民健康保険の増額を行うべきでないと考えますけれども、見解をお聞きします。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

国民健康保険事業特別会計についてであります。国民健康保険税の加入者負担につきましては健康保険の財源が国の負担と公費のほか、加入者の保険税で賄うものであります。

財源不足分を法定外の繰入金で補てんすることは国保加入者以外の市民の方が保険税を負担することとなり、負担の原則上好ましいものではないと考えているところであります。保険税率の改定につきましては、加入者の急激な負担増とならないよう税不足分の一部についてのみ税率に反映させると共に、加入世帯の 41%を占める所得割のかからない世帯には影響が及ばないように配慮をし、昨年 の第 4 回定例会におきまして慎重に審議をいただき議決をいただいたところであります。平成 28 年度予算案につきましては、税では収支が均衡が図られないということもありまして、一般会計から法定外繰入金として 1 億 5 千万円を計上しており、依然として国保の財政運営は厳しい状況にありますことから、税率の改定は必要なものであったと考えております。以上であります。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

市長の答弁について、1 つは財源不足ということで負担が必要なんだということと、非課税世帯に配慮したと言われましたけれども、まず 1 つ目の財源不足だということですが、実際に先ほどの特別会計の歳入の総括予算を私も見てみました。そうしますと、この国費の部分の支出金は、平成 27 年度では構成比でいくと 19.5%、28 年度になるとこの構成比が 18.67%ということで、0.83 も減って、細かい数字ばかりで申し訳ないのですが、0.83 減少しているのです。道費についても同様で、0.93 ポイント減少しています。これは全体的に支出が減ったということで、2 億円くらい歳入が減っているということで、全体的にそれぞれの収入源のところは減っているのですが、ではその一般被保険者の国保税の収入見込みの構成比がどうなっているかということ 13.69 から平成 28 年は 13.61%、0.08%しか減っていないのです。全体的に予算が減っているという中で、一般の被保険者はほとんど前年並み、けれども国費、道費それから一般会計からの繰入は大きく下げている状況なのです。この国費とか道費のここから言えるのは、この下がった分を一般の被保険者に転嫁していると考えられるわけですが、そういうことではないかなと思うのですけれどもどうでしょうか。

橋本委員長

土山保険年金課長。

土山保険年金課長

お答えいたします。構成比の予算の構成割合につきましては、保険税や国庫道支出金の額が前年度より減少しまして、歳入の療養給付費交付金、共同事業交付金の額が増額となりましたことから、それぞれの構成割合が前年度より下がったようになっております。

す。また構成割合の差が違うのではないかということですが、国庫及び道支出金につきましては、歳出の保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金の金額に対応して、減額となっております。ただし、保険税につきましては計算が違ってきまして、本来は国からの予算編成の留意事項等の通知では、歳出の一般の被保険者に係る保険給付費や後期高齢者支援金、介護納付金等の財源については国庫道支出金の公費を除きまして、残りの金額を保険税で賄うこととなっております。毎年その年度の必要保険税額に対応する税率、税額がそこで決まることになるものでございます。その場合は歳出が減少すれば保険税で賄う額が小さくなりますので、保険税率を下げるということにも繋がっていくことになってまいります。しかしながら、本市におきましては、以前より全額保険税だけでは賄っておりませんので、税不足分については一般会計からの法定外繰入金で補てんし、国庫及び道支出金とは違って歳出の減少が直接保険税の減額とはなっていないものでございます。具体的には平成 28 年度の予算において、一般被保険者に係る保険税については被保険者数は全体では 27 年度予算と平成 28 年度予算で減少しているとなりますが、これは退職被保険者の人数の減少でありまして、一般の被保険者数につきましては平成 27 年度が 1 万 3,646 人から 28 年は 1 万 3,692 人と多少増加しているものでございます。保険税の額につきましては、27 年度の加入者の所得状況を基に、28 年度の税率で額を算出した調定額に収納率をかけて出しているものでございます。その額は減っておりますけれども、また税率を引き上げておりますが、保険給付費等の必要保険税の全額となっておりますことから、法定外の繰入金で補てんしているというものでございます。そういうことから、国、道の支出金の減少の割合とこの保険税の割合が違っているということになります。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

あまりにも複雑でわかりませんが、説明された前段でいくと、制度的には国費、道費を払って、その残りは被保険者が払うと、これが制度的な仕組みだよということですが、要は国費、道費が減れば、その分、一般の被保険者が上がるということだと思います。一般会計の繰入金があるという説明のところがよくわからないのですが、一般会計の繰入額も同じように減らしているのです。特にこれは予算審査特別委員会の中でも指摘されたように、全体として昨年の予算の説明の時には概ね 2,600 万円くらい赤字になるということで説明されていましたが、実際には一般繰入の減少額というのは見ますと 3,800 万円くらい減少しているわけですね。だから予想以上といいますか、前にご説明されていたよりも 1 千万円くらい、その一般繰入れの部分を減少し過ぎているわけですね。この数字のところを色々あだこうだと言ってもなかなか難しい問題だと思いますけれども、いずれにしてもこの国費、道費が減ってきている状況を一般被保険の保険

料でもって補てんするという、補てんといいますかその部分を被保険者から徴収するということだから、今回上げざるを得ないと思うのです。そういう意味で非常に制度的にも問題もありますし、その国費、道費の減少分が大きいのが今回の税収の、収入の不足の大きな原因なのではないかなと考えます。

2つ目ですけれども、非課税世帯に配慮をしていると、41%ということですが、これは実際、非課税世帯というのは所得 33 万円以下と聞いている、非常に少ないですよ。以前に市からいただいた資料を見ますと、所得金額が 150 万円くらいの 2 人世帯でいくと、24 万 2,300 円から 24 万 8,100 円で 5,800 円上がると。200 万円世帯だとそれが 8,300 円と、300 万円世帯だと 1 万 3,300 円と、こういう形で負担が課税世帯では増えてくるわけです。しかも市で、民生常任委員会で説明された今年度、国の軽減措置という説明がございませうけれども、これは所得が 170 万円までという形なので、要するに 2 割軽減ということで、それにも 200 万円とか 300 万円の世帯は入ってこないということなので、非課税世帯ではなくて課税世帯の低所得者層については増税になるわけです。軽減措置もかからないという状況ですよ。そう意味で市民の負担は増えてくるわけですが、これについてどう考えられているのですか。

橋本委員長

土山保険年金課長。

土山保険年金課長

税率改定の影響でございませうけれども、所得でいう金額でいいましたら 300 万円というのは給与収入で 443 万円、年金収入でいいましたら 445 万円となります。150 万円の収入のところが一番、北広島市でも 15%程度ということで、41%の次に多い金額でございませう、その場合は給与収入で 240 万円、年金収入で 250 万円ということになっております。2 人世帯の場合でしたら年額で 24 万 2,300 円のところ 24 万 8,100 円で、5,800 円の年額の引き上げとなっております。

低所得者への配慮ということでございませうが、100 万円以下の収入ということでございませうと、引き上げ幅というのが 300 円から 3,300 円の間で、年額で収まるものでございませう。また 28 年度につきましては、5 割と 2 割の軽減の判定の基準所得が引き上げになる予定でございませう。この引き上げによりまして、78 世帯の方が新たに軽減を受けたり、また軽減割合が 2 割から 5 割に変わることになりまして、この世帯の方々については保険税が 27 年度より減額になる見込みであります。また、さらにその他の所得の方につきましても、保険税の所得激減の減免制度等もございませうことから、低所得の方には配慮していると考えております。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

時間がなくなったのであれですけども、要は課税世帯の比較的所得の低い層の部分の増税が今回行なわれているわけで、これについてはやはり市民負担の増という観点からすると非常に問題だと思いますし、そもそも上げる根拠についての問題があるということで、今後も我々としては国保の増について反対していきたいと考えております。

次に委託事業のあり方についてお伺いします。近年、市の施策実施におけるソフト事業にかかる委託事業が非常に多くなっております。特に国費の事業については軒並み、ソフト事業については委託事業が予定されております。委託事業が悪いとは一般的には言えないわけですが、施策検討の中核的な部分を安易に民間のシンクタンク等に委託することは問題ではないかなと。特に住民に接するところですか施策の肝になるところは、やはり市がきちんとやっていかなければならないのではないかなと思います。しかもシンクタンクに委託するというのであれば、市外の業者がそれを全部受注していくということであれば、経済の循環という観点からも問題ではないかなと思います。そういう意味で委託事業については必要最小限の事業に限って実施すべきと考えますが、見解を求めます。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

委託事業のあり方についてであります。地方公共団体は人口減少や高齢化の進行、行政需要の多様化など、社会経済情勢の変化に適切に対応し、限られた予算や人的資源の制約の中で、質の高い公共サービスを提供するため、事業者が持つ専門知識を活用した民間委託の推進などのさらなる業務改革が求められているところであります。本市におきましては行財政改革大綱・実行計画において、個別事務の集約化を含めた業務委託の拡大や指定管理者制度のさらなる導入を進めていくこととしております。今後につきましても、民間委託等の活用にあたりましては、適切に評価、管理を行いながら、各種事業に取り組んでまいりたいと考えております。以上であります。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

質問通告書に事例出してありますけれども、この事例と、それから公共施設の総務管理

計画の策定事業について具体的に何を委託するのか、示していただきたいと思います。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

お答え申し上げます。質問のありました事業は全て企画課の所管となりますので、一括してお答えしたいと思います。まず北広島団地イメージアップ事業ですが、こちらは団地の紹介動画の作成、それから団地へのモニターツアーに係る委託を考えております。

住み替え支援事業につきましては、基礎調査といたしまして住み替えに関する各世代に対する意向調査や空き家等の実態調査、それから仕組みの構築に向けた検討に係る委託、それから立地適正化計画策定事業につきましては、これは最終的に国に対して説明する基礎資料となりますので、現状分析、都市機能や居住誘導区域に係る専門的な資料作成に係る委託、最後に公共施設等総合管理計画におきましては現状分析、施設管理に関するガイドラインの作成や施設情報のデータベース、これらの作成に係る委託の内容となっております。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

今お答えになった部分について、まず北広島団地のイメージアップ事業については、シティセールス事業も動画作成ということで、かなり同様な事業を行っているのではないかなと思いますし、それから住み替え支援事業につきましては、住み替え支援の仕組み構築はまさに市が行わなければならない問題であって、それを委託にすることは問題があるのではないかと思います。

それから公共施設等の総合管理計画、これは私も総務省の資産システムをダウンロードして使ってみました。非常に使いやすくて、これをそもそも委託に出す必要があったのかなと非常に疑問なのですが、ここにほとんどの今の公共施設のデータが入力されているわけですね。ですから 28 年度に施設情報のデータベースを作成する意味がないのではないかと考えます。そういう意味で、そこら辺についての見解をお伺いしたいと思います。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

まず公共施設の総合管理計画の関係ですけれども、現在、当市では各施設管理者が施設の履歴等を管理している中で、一元的管理も視野に入れながら当市的な内容でデータの整理を行いたいと考えております。これは単純な入力作業だけではなく施設台帳や修繕履歴等も踏まえて専門的な内容も入りますことから、委託業務の中で行うこととしておりまして、また先ほど言われた委託全般の内容ですが、限られた財源の中で、職員体制も含めて行う委託事業としては、より効果を発揮する内容として十分委託業務に馴染むものとして考えておりまして、質問のありました肝となる部分、またそういったことについては当然市が関与をしながら、最終的にはまとめていくような委託業務であると考えております。以上です。

山本委員

これ以上は議論しませんけれども、予算の組み替えも必要ですので、実施にあたって予算の無駄にならないようにきちんと事業を組み立てていただきたいと思っておりますし、私もまたこの委託事業の問題については取り上げていきたいと思っております。

5つ目は団地活性化の問題です。団地地区の西側地域の対策についてですけれども、予算審査特別委員会の中でも閉店問題が取り上げられておりますけれども、団地一般というよりもむしろその中での地域的な特色があるのではないかと思います。特にその山手町などの西側地域は、とりわけ買い物問題などで深刻な問題にあると考えております。団地地域の活性化については始終取り組まれておりますけれども、全体の取り組みだけではなくて、西側地域については特別に対応が必要なのではないかなと思います。そういう意味では団地全体の活性化と並行して、西側地域についての対応について地元住民の意見を聞きながら、買い物問題を中心とする対応が必要であると考えますけれども、市長の見解をお伺いいたします。

2つ目、道営住宅の輝美団地の問題です。これも予算審査特別委員会の中で取り上げさせていただきましたけれども、先日の建設文教常任委員会の中でもご報告ありました。団地最大の集合住宅ですけれども、既に一部が解体されております。用途廃止も進んでおります。市としても道と事務レベルで情報収集していると承知しておりますけれども、建て替え計画については依然不透明な状況です。日本共産党としても何度となく道とこの問題について直接交渉してきているところでもありますけれども、その点について市の実情を訴えて、早期建て替えを要請すべきと考えますが、その見解をお伺いいたします。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

団地地区の活性化についてであります。買い物対策につきましては市民や民間事業者との連携、協力が必要であると共に、採算性や継続性が重要であることから、それぞれの立場からのご意見を伺いながら取り組んでまいりたいと考えております。次に道営住宅、輝美町団地の建て替えについてであります。用途廃止後の敷地の利活用につきましては、今後のまちづくりを進めていく上でも重要な課題であると認識をしていることから、引き続き情報収集に努めるとともに、早期に整備計画を示していただくよう北海道に要請をしてまいります。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

西側の特殊性についてはどう認識されておりますか。

橋本委員長

吉田商業労働課長。

吉田商業労働課長

団地内には買い物をはじめとして様々な課題が点在していると認識しております。そのような中で、ショッピングきたひろ山手店の閉店に伴って近隣住民の皆さんの買い物環境が大変不便な状況になっているものと捉えているところであります。日常生活に直結する買い物につきましては、安心して暮らすための必要不可欠な重要な要素であることも認識しているところであります。市としましても、現在、今後の店舗展開など、ショッピングきたひろや周辺住民の皆さんの声を聞くと共に、民間事業者への働きかけや情報収集、そういったものを行ないながら、課題の解決に向けた取り組みを進めているところであります。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

最後に、今まで市として、道に輝美団地の早期建て替えを要請したことはありますか。あればその時の道の対応についてお聞かせ下さい。

橋本委員長

中島建築課長。

中島建築課長

北海道への要請でございますが、輝美町団地につきましては、これまで北海道と本市の関係部署との間で情報交換という形で市の考えを伝えてきたところでございます。昨年から用途廃止の対象範囲が広がっていること、あるいは建物の解体が進んでいる現状から、今後につきましては早期に整備計画の提示をしていただくよう北海道に働きかけていきたいと考えております。以上です。

橋本委員長

山本委員。

山本委員

今まで要請していなかったこと自体が問題だと思います。ぜひ、市長自ら道に行って、輝美団地の早急の建て替えについて要請していただきたいと要望いたしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

橋本委員長

以上で山本博己委員の総括質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

休 憩 午後 2 時 40 分

再 開 午後 2 時 55 分

橋本委員長

休憩を解き、再開をいたします。

次に公明党、藤田豊委員。

藤田委員

最後の順番となりました。皆様もお疲れだと思いますので、簡潔に質問したいと思えます。4 日間予算審査特別委員会で質疑をさせていただきましたが、今一度、市長、教育長に直接のご答弁をいただきたい項目を絞りまして、質問させていただきます。

最初に安全で安心できるまちについて質問いたします。平成 24 年 6 月に自衛隊の北海道大演習場にかかる住宅防音区域及び移転補償区域の指定に関する公告がなされました。北広島市域における住宅防音区域の指定を受けた対象住宅の防音工事の進捗状況と、今後ど

れくらいで全ての住宅の防音工事が完了するのか、お伺いします。このとき北海道防衛局の地元説明会の中で、北広島市の地元要望として、公告後において市内 5 カ所での砲撃音の測定実施の要望が出されました。現在 2 カ所で測定されていると思いますが、この 5 カ所の要望に対して砲撃音の測定はいつになるのか、また公告後、既に 2 カ所で測定されていることから、測定装置の増設の予算措置が難しければ、現在使用している機器を他の 3 カ所に移設して測定する方法はとれないのか、お聞きいたします。

次に生活バス路線の促進事業に関連してお聞きします。新年度予算の中で生活バス路線利用促進事業が盛り込まれ、70 歳以上の高齢者にバスの補助券 100 円を 2 千円分、2,200 人分の予算を計上いたしました。利用対象者は北広島団地及び東部地区にお住まいの方が対象となっております。今年度はバスの利用回数の少ない地域の高齢者にバス利用の促進を図る実証実験であるが、来年度以降も継続するならば、これは高齢者の福祉施策とも言えます。このことから利用対象者を全市に拡大することが必要と考えますが、市長の見解をお聞きいたします。今回 70 歳以上の高齢者にバス利用料金の助成が利用する市民に好評だった場合、本年度設置される地域公共交通活性化協議会の検討項目にこのことが反映されるのかお伺いします。以上で 1 回目の質問終わります。

橋本委員長

上野市長。

上野市長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。安全で安心できるまちについてであります。住宅防音工事の進捗状況につきましては、現在までに住宅防音工事を希望された 7 世帯に対し工事が完了したのは 4 世帯となっております。残る 3 世帯につきましても、早期の工事実施に向けて、北海道防衛局に対して引き続き要請をしまいたいと考えております。次に北広島市域における砲撃音測定の取り組みについてであります。北海道防衛局では砲撃音自動騒音測定装置を平成 24 年度に西部小学校、平成 25 年度には島松 213 番地にそれぞれ設置し、砲撃音の測定を行っているところであります。その他の地点における砲撃音の測定につきましては、測定装置の増設を基本としながら既存装置の移設という方法も含め、北海道防衛局に対し引き続き要請をしまいたいと考えております。

次に生活バス路線利用促進事業についてであります。市内完結路線である北広島団地線におきまして、運航経費の一部に補助金を交付し路線の維持に努めているところでありますが、利用者の拡大に繋がっていない実態もあり、実施することとしたところであります。対象者につきましては、北広島団地線の運行エリアとなる北広島団地地区及び東部地区にお住まいの 70 歳以上の市民としたところであります。本事業につきましては、市内完結路線である北広島団地線の維持確保に向けた取り組みとなっておりますことから、市内全域への拡大につきましては現在のところ予定をしておりますが、平成 28 年度に設置を

予定している地域公共交通活性化協議会において事業効果を検証し、検討してまいりたいと考えております。以上であります。

橋本委員長

藤田委員。

藤田委員

それでは再質問を順次させていただきます。まず住宅防音工事で、27 年度の砲撃音自動測定装置の設置状況は、地元の要望どおりに進められたのかどうかお聞きします。

橋本委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

藤田委員の再質問にお答え申し上げます。27 年度予算で市内の砲撃音測定に関しまして北海道防衛局が取り組みました内容でございますが、既に設置済みでございます測定装置 2 基につきまして、N T T 回線を利用することにより迅速にデータ収集が可能となるよう、現在年度内の完了を目標に測定装置の改良を行っているところでございます。以上でございます。

橋本委員長

藤田委員。

藤田委員

それであれば、測定するのはまだ 2 カ所のみということだと思っておりますが、現在 2 カ所設置ということで、地元要望は 5 カ所ということからいくと、まだ半分も設置が進んでいないということですから、本市としてもまずは 3 カ所目の設置を、北海道防衛局に対して強く要望を続けるべきではないかと思っておりますが、今後の取り組みについてお聞きします。

橋本委員長

及川防災・庁舎建設課長。

及川防災・庁舎建設課長

お答え申し上げます。市長答弁の繰り返しとはなりますが、その他の地点におけます砲撃音の測定につきましては、測定装置の増設を基本としながら既存装置の移設という方法も含めまして、北海道防衛局に対して引き続き要請してまいりたいと考えております。以

上でございます。

橋本委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。これは地元のたつての要望でありますので、ぜひとも迅速に進めていただくように努力していただくよう、要望しておきたいと思います。

それでは生活バス路線利用促進事業に移ります。今年度予算を組んでいる利用者 2,200 人、これは北広島団地地区と東部地区の利用者となっておりますが、この比率はどれくらいを想定しているのか、詳しくご説明願います。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

お答え申し上げます。この度、助成を予定しております北広島団地地区と東部地区の 70 歳以上の方、こちらは対象者が約 4,500 名いらっしゃいます。そのうち助成申請の見込みの割合を 50%と想定して、当初予算では 2,200 名を見込んでおります。そのうち現在の人口比率の考え方から、団地地区においては約 1,700 人、東部地区が 500 人という形で見込んでいるところでございます。以上です。

橋本委員長

藤田委員。

藤田委員

そうしますと 4,500 人の 70 歳以上の方で、50%の方に利用してもらおうということで、今団地が 1,700 人、それから東部が 500 人ということで、これは申請をしないといいたくないということですから、まずはその申請手続きをやすくする工夫、これはどうするのか。もう 1 つは何といても PR だと思います。事業は用意したけれども利用者が下回るということになれば、せっかく組んだ予算、それからバスの利用、バスの収入等も上がらないという結果になりますけれども、この辺に関してはどのような取り組み方をしようと考えているのか、もう一度ご説明願います。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

この度のこの助成につきましては、バス利用の促進を目的としております。多くの方に使っていただくために、まず申請手続きの場所等についても、市役所以外でのことも検討しながら、より申請しやすい環境づくりに努めてまいりたいと考えております。以上です。

藤田委員

わかりました。とりあえず北広島団地地区と東部地区の方の利用ということですので、推移を見守りたいと思います。できる限り使いやすい制度になるよう、ぜひとも配慮をお願いしたいと思います。

次に市内全域での拡大のことについて移ります。答弁では事業効果を検証して検討するとの答弁でした。この事業は推進計画では今年度から3カ年実施するとなっておりますが、その後に必要なであれば市内全域に拡大をするのか。または今年度設置準備に入る地域公共交通活性化協議会、これは29年度に計画を作ることになっていますから、その翌年から市内全域に拡大するのか。この辺の計画との整合性はどうなっているのか、お聞きします。

橋本委員長

川村企画財政部次長。

川村企画財政部次長

まず、この度の取り組みにつきましては、赤字が続いており、今後のバス路線の維持が難しいとされる北広島団地線に限って実施するものでございまして、この取り組みが新たな需要を掘り起こして、収支の改善に繋がる取り組みかどうか、十分に検証する必要があるものと考えております。こうしたことから、この事業、まだ実施前でございまして、具体的に事業の拡大や実施年度につきましては、現在お答えすることはできませんけれども、28年度に実施する結果を基に、設置される公共交通の活性化協議会の中で議論をしていくと考えております。以上です。

橋本委員長

藤田委員。

藤田委員

わかりました。このバス問題は公共交通含めて、本市にとっても非常に重要な施策となりますので、この協議会の設置と共々、これが何とか実りある成果が出るように、ぜひとも取り組んでいただきたいと思います。こういう、特にバスの補助などが始まりま

すと、北広島団地地区と東部地区の方だけとなると、他の地域の方から見ると「我が地域は」ということにどうしてもなりがちな話なので、その辺は成果が上がるように期待したいと思いますので、よろしく申し上げます。これは要望とします。

それでは 2 つ目、教育行政に移ります。本市の読書運動促進の課題でありました中学校図書館への派遣司書の増員が今年度予算では見送られました。平成 27 年度も派遣司書 1 人で中学校 2 校を担当してきましたが、中学校図書室の本の貸し出し数は微増でありました。本市の読書運動促進の取り組みと図書館整備は計画どおりに進められ、石狩管内でも先進地としての評価は高いものがあります。その中で私が対策が遅れていると思っているのが、中学校図書館の利用促進です。そのための対策の 1 つが各中学校に専属の司書の配置ですが、現状の派遣司書の人数で十分と考えているのか、教育長の見解を再度伺いをいたします。

昨年リニューアルしました中央公民館は、再開後、利用者から施設が充実しきれいになり使いやすくなったと好評の声を聞いております。その中で舞台芸能等に使用される講堂の設備に対して、さらなる機器の充実を求める声が上がっております。現在、市内の公共施設で芸術文化ホールの大ホールを除くと、収容人数が 200 人規模で、舞台やコンサートに対応したステージ、音響、照明等の設備が揃っているのは夢プラザと中央公民館の講堂の 2 カ所であります。しかし中央公民館の講堂にはボーダーライト等の照明がなく、利用者からは夢プラザと同じレベルの設備の充実を望む声が多く寄せられています。平成 27 年度の講堂の利用率は 87%になり、さらなる利用増も見込まれます。北広島市は各種文化団体の活動も活発であり、発表の場も必要とされることから、中央公民館の講堂の設備のレベルアップを図るべきと考えますが、見解をお聞きいたします。以上で 1 回目の質問を終わります。

橋本委員長

吉田教育長。

吉田教育長

藤田委員のご質問にお答え申し上げます。中学校の学校司書についてであります。平成 26 年度に学校司書を配置して以降、中学校図書室における生徒 1 人あたりの図書の貸出冊数は増加しており、また図書館と連携した取り組みにより読書への意欲や関心も高まってきているところであります。今後も引き続き配置のあり方について検証を行ってまいりたいと考えております。

次に中央公民館講堂の設備についてであります。中央公民館の改修にあたっては利用団体の意見を参考に講堂全体の照明を明るくすると共に、舞台照明は簡易な操作で使いやすい機器を設置したところであります。今後につきましては、利用者の意見や利用状況などを検証してまいりたいと考えております。以上であります。

橋本委員長

藤田委員。

藤田委員

再質問します。まず中学校の学校司書です。答弁では中学校図書室の生徒 1 人あたりの図書の貸出数は、本市では予算審査特別委員会でも聞きましたが 6.2 冊、この数字で、今の答弁では図書の貸出数は増加しているとの答弁でありました。お隣の恵庭市では中学校図書室、約 19 冊となっております。この差は学校司書の配置の差にあるとは考えられないでしょうか。再度お聞きします。

橋本委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

お答え申し上げます。本市といたしましても、現状の学校司書の配置によりまして、貸し出し冊数の増加や読書への関心が高まっている状況にあると考えております。引き続き、それらに対応するための配置について検証を行っていきたいと考えているところでございます。以上でございます。

橋本委員長

藤田委員。

藤田委員

現在 3 人の方を、1 人 2 校ということで中学校に派遣していますが、仮にこれを 6 人にした場合、いわゆる 1 人 1 校ずつ専属にした場合、人件費はどの程度増える見込みかお聞きします。

橋本委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

お答え申し上げます。現状の委託契約の内容による 1 日 4 時間、月平均 70 時間の勤務において 3 名を新たに増員した場合ということになりますけれども、諸経費を含めて年間およそ 300 万 7 千円が必要と見込まれているところでございます。以上です。

橋本委員長

藤田委員。

藤田委員

決して高い金額ではないと私は思います。図書館業務は現在、一部民間に委託していることから、契約年度途中の人員の増加等は無理と思われます。次の委託契約時期に合わせて、中学校の学校司書の派遣人数を拡大すべきと思いますが、再度見解をお聞きします。

橋本委員長

丸毛文化課長。

丸毛文化課長

学校司書の配置につきましては、先ほども答弁いたしました。引き続き検証を行なってまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

橋本委員長

藤田委員。

藤田委員

ぜひとも前向きに検討していただきたいと思います。

次に中央公民館の講堂の質問の再質問に移ります。現在の音響、照明機器は、利用団体の要望に基づいて設置したとの答弁でありました。今後利用者からボーダーライト等の設置のリクエストがあれば、増設は可能なのかどうかお聞きします。

橋本委員長

棚田社会教育課長。

棚田社会教育課長

お答え申し上げます。今後の対応といたしましては、まずは利用状況の把握をさせていただきたいと、それと利用者の意見を今後確認してまいりたいと考えてございます。以上でございます。

橋本委員長

藤田委員。

藤田委員

市内にある収容人数が 200 人くらいの施設には、夢プラザ程度の設備が標準的なものと私は考えております。有料で貸し出す以上は、同じ規模の施設においては、どこの施設に行っても同様の音響、照明等の設備の設置が必要でないかと思いますが、見解をお聞きいたします。

橋本委員長

棚田社会教育課長。

棚田社会教育課長

今回の舞台の設備につきましては、できるだけ簡易な操作でできるものを設置させていただきました。今後につきましては、皆様の意見を確認させていただいて、検証していきたいと考えてございます。以上でございます。

橋本委員長

以上で、藤田豊委員の総括質疑を終わります。

以上で、総括質疑を終了いたします。

討論及び採決を行います。

初めに、議案第 22 号、平成 28 年度北広島市一般会計予算の討論を行います。

通告がありますので、発言を許します。

板垣恭彦委員。

板垣委員

それでは一般会計予算に反対の立場から討論をいたします。

安倍内閣は立憲主義という近代政治の大原則を踏みにじり、一昨年、集団的自衛権行使容認の勝手な解釈会見を行い、昨年 9 月 19 日には安保法制を強行成立させました。これは北広島市民と無関係ではありません。自衛隊の紛争地域への派遣で北広島在住の自衛隊員が戦争に巻き込まれる事態も強く懸念されるようになりました。

また、アベノミクスの経済政策の誤りが市民生活に深刻な悪影響を与えております。安倍首相自らが認めているように、消費税増税や実質所得の減少で個人消費の落ち込みが首相の予想以上に厳しく続き、市民生活の困窮が深刻化しております。こうした中で、社会保障費の自然増がこの 3 年間で 1 兆 5 千億円も抑制されました。年金支給の削減、医療費負担増、介護保険の適用除外等々、社会保障の改悪による市民生活の困難さも増大の一途であります。今後、安倍内閣は消費税をさらに 8%から 10%に値上げする一方で、医療関係では入院費用の負担増、後期高齢者の窓口負担 2 倍化、入院ベッド数の大幅削減等々を行おうとしております。介護保険関係では、要介護 1、2 の通所介護の保険適用除外や生活

援助の自己負担化、介護保険利用料の 2 倍化、年金関係では年金支給額のさらなる削減と支給開始年齢の引き上げ等々を行なおうとしております。

また、安倍政権の原発再稼働政策も国民に大きな不安、怒りを呼び起こしております。こうした安倍内閣の政策について、誤りは誤りとしてきちんと指摘し、市民の防波堤の役割を果たすのが地方自治体の首長の責任ではないでしょうか。

代表質問答弁では、国の施策を注視するとして追従の姿勢のみであったことは大変残念であります。市民生活が困難を極め、将来への不安が増大している今こそ、市民の命、暮らしを守り、不安を解消する施策を率先垂範するべきであるにもかかわらず、先送りされているのは大変残念であります。子育て世帯に対しては医療費無償化の拡大、中学生までの通院医療費の助成を新年度から行えるだけの財源はあり、医療費無償化を進めるべきであります。第 3 子の保育料無料の所得制限等をなくすべきであります。ひとり親家庭に対しても経済的支援、医療費助成を拡充するべきであります。介護保険の利用者負担の軽減、特別養護老人ホームへの入所待機解消や入所条件緩和を行い、介護従事者の育成に努めるべきであります。また、ひとり暮らしや老々介護の高齢者世帯が安心して暮らせるように、サービス付き高齢者住宅入居支援、あるいは住み替え支援をいち早く行うべきであります。

今後の総合計画の基本は人口推移であります。この人口推移の見通しが猫の目のように 2 点、3 点するようでは、計画の信頼性がないと言わざるを得ません。データ処理能力や企画立案能力の増強が必要ではないでしょうか。計画の立て方もずさんであります。例えば生ごみ分別収集バイオガス化処理事業においては、年間分別収集量目標を 5,270 t としながら、将来推計では 2,200 から 2,300 t、10 年後でも目標の 44% しか達成できないということは、目標達成のための施策を全く講じないということではないでしょうか。PDCA を全く実行しないということにほかなりません。学校給食公会計化は進めるべきですが、手順に大きな問題があるのではないのでしょうか。

新年度予算案については、これらの点から賛成できるものではありません。市民が安心して住み続けられるようにするために、確固たる信念を基に市民のための施策を講じるよう強く求めまして、2016 年度予算案の反対討論といたします。

橋本委員長

鈴木陽一委員。

鈴木委員

会派平政会の鈴木でございます。平成 28 年度予算案に賛成の立場から討論いたします。

平成 28 年は市制施行 20 周年の節目の年であります。記念式典や記念行事、その他多くの事業が予定され、多数の市民の皆さんと一緒に祝い、楽しみ、諸先輩の労苦を称えると共に、未来を語る機会でもあると考えます。しかし平成 27 年国勢調査で日本の人口減少が数字に表れ、当市においても 2% を超える減少率となり、誰もが人口減少社会の訪れに危機

感を抱いているものと考えます。

上野市長は執行方針で、人口減少という厳しい状況を直視し、市民と共に知恵を出し合い、一体となってこの難局にわき目も振らずまっしぐらに進む、勇往邁進の気持ちで立ち向かうと宣言されました。平成 28 年度の総額 251 億円もの予算案は市長の強い意思が反映されたものであり、我々も強く賛同するものであります。

昭和 45 年、北海道が真駒内、大麻に次ぐ 3 番目の住宅団地として開発した道営北広島団地ももうすぐ半世紀を迎えます。北広島市の都市化の契機であったこの地区も空き家や地区住民の高齢化など、行政課題が山積していることは共通の認識であります。開発に合わせ、次々と整備を進めてきたインフラ資産も更新期が訪れ、施設の長寿命化と共に計画的な更新が課題であります。JR 北広島駅を中心としたこの地区の再生に取り組む北広島団地フェニックスプロジェクトをはじめとした北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略は、まさに今後の北広島にとって重要な施策だと認識しております。

定住人口の増加に向けた取り組みは、ファーストマイホーム支援事業やシティセールス推進事業、空き家流動化促進事業などに加え、子育てや教育、女性の活躍など、緊急性の高い取り組みであります。国はデフレ脱却、経済再生を政策の中心に掲げていますが、円高や株価など、景気の先行き不透明感が強く、TPP など、地域経済への影響は一層懸念されるところであります。

こうした中、地域経済の活性化に向け、サイクルツーリズム等観光拠点の整備や都市型観光の推進、農業基盤の強化や 6 次産業化等の支援、にぎわい創出や企業支援促進事業、企業誘致や雇用対策などの取り組みを評価すると共に、輪厚工業団地の早期売上に期待しているところでもあります。

東日本大震災から 5 年が経過し、継続的な防災意識の啓蒙も重要であります。安全で安心なまちづくりに向け、災害時の拠点である新庁舎の建設や防災資器材の整備、避難行動要支援者対策のほか、生活バス路線の確保及び利用促進対策、さらには道路や橋梁、公園や集会所などの生活インフラの整備、学校施設の大規模改造や耐震化などの取り組みは、市民生活にとって特に重要なものであります。

また、健全な財政運営はまちづくりに重要な視点であります。新庁舎建設事業という大型プロジェクトを実施しているとはいえ、2 年連続での大型予算の編成による市債の増加は非常に懸念されるところであります。このため市税や補助金等の財源の確保が最重要事項であります。市長は昨年、ゴルフ場利用税の廃止阻止に向け、道内市町村を代表し奔走されました。この結果、貴重な財源が堅持できたことに深く敬意を表するものであります。

人口減少社会の中で自立した北広島を託す担い手の重要性は我々も十二分に認識しており、まちづくりに若い世代の活力が必要であります。第 5 次総合計画で掲げる希望都市、交流都市、成長都市の実現に向けた取り組みと、北広島市まち・ひと・しごと創生総合戦略の各施策の展開に大いに期待するものであります。

以上、平成 28 年度一般会計予算案に賛成するものであります。

橋本委員長

ほかにございませんか。
(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

これで討論を終わります。
議案第 22 号、平成 28 年度北広島市一般会計予算を採決いたします。
本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。
(賛成者起立)

橋本委員長

起立多数であります。
議案第 22 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。
次に、議案第 23 号、平成 28 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。
通告がありますので発言を許します。
山本博己委員。

山本委員

28 年度、国民健康保険事業特別会計予算案について反対の立場から討論いたします。
当市の国民健康保険税は、昨年度、国保加入者の 40 歳以上 64 歳以下の介護納付金分の所得割、均等割、平等割、全てにおいて引き上げが実施され、最もお金の掛かる世代への市民負担が増えたことは記憶に新しいところでございます。市は本年度さらに全加入者にかかる基礎医療分と後期高齢者支援金等を引き上げることとし、昨年 12 月の第 4 回定例会で国保税の値上げ条例を決め、その予算を今回定例会に提出しております。
私は以下 2 つの理由でこの予算に反対いたします。第 1 に、国民健康保険会計の状況を見てみると、国保税の増税を行う根拠がないということは、先ほどの予算審査特別委員会の総括質疑の中でも明らかになりました。まず決算で見ると、27 年度の決算が出ていないとのことですが、平成 23 年度から平成 26 年度まで収支はずっと黒字です。繰越金を除いた単年度収支でも 23 年度、24 年度は黒字、25 年度は赤字になりましたが、26 年度は 1 千万円赤字額が減って、わずか 542 万円という状況でございます。また総括質疑でも明らかにしたように、来年度の予算を見ると、収入に占める一般被保険者の国民健康保険税の比率は 27 年度とほとんど変わらないのに、国費、道費からの交付金、市の一般会計からの繰入金構成比は大きく減っております。すなわち今回の一般保険税の被保険者の負担を多くしているのは、国費、道費の比率を少なくして、その分の肩代わりを一般被保険者に課していると思われることができます。しかも市は値上げの根拠として、約 2,600 万

円の税不足だからと言っていましたけれども、市の一般財源からの繰入額は 3,800 万円も減額しております。市長の言うように、税収の不足だから税額を上げるというのは全く根拠のないものだと言えます。第 2 は今回の値上げにより市民生活がより一層圧迫されるものであるということです。市長答弁では所得割のかからない市民に対する影響が及ばないように配慮したとしておりますけれども、所得がわずか 33 万円以下の世帯です。課税世帯の所得の低い世帯は、負担が大きくなります。2人世帯の場合、所得金額が 150 万円では 24 万 2,300 円から 24 万 8,100 円、5,800 円の増、所得 200 万円では 29 万 9,300 円から 30 万 7,600 円で、8,300 円も上がるのです。これらは今回の軽減措置にも係わらない、そういう状況にあります。国保加入者の多くを占める年金生活者、自営業者、失業者、非正規雇用者の収入が一段と減少している中で、安倍政権は消費税増税、介護保険料の値上げ、公共料金の値上げ、年金引き下げなど、国民負担を増す政策を強行し続けており、人々の生活はさらに圧迫されている状況です。こうした中で本市において 2 年連続の増税は、市民生活にさらなる負担と困難を強いることになるのではないのでしょうか。ひと月半からふた月分もの生活費が国保税で失われてしまう実態を考慮すると、値下げこそ必要であり、市民が望んでいることでもあります。

市は市民生活の保障を充実させる取り組みに努めるべきであり、値上げをすべきでないということを申し上げ、反対討論といたします。

橋本委員長

続きまして、島崎圭介委員。

島崎委員

自由新生クラブ、島崎圭介でございます。議案第 23 号、平成 28 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算について、賛成討論を行います。

今、少子高齢化の進行により人口構造が大きく変化し、社会の仕組みの変革が求められており、国民の誰もが願ってやまないのは、安定した雇用を実現し、安心して子どもを産み育て、老後を憂いなく過ごすことです。

その中でも医療、介護分野では団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年に向け、医療提供体制の改革と地域包括ケア体制の構築が求められておりますが、その基盤となるのは国民皆保険制度であり、それを支えるのが国民健康保険であると考えます。平成 28 年度、国民健康保険事業特別会計予算につきましては、被保険者の減少により、前年度に比べ 2.5%減の 78 億 5,080 万 4 千円であります。

歳入につきましては、長きにわたり法定外繰入金の高比率が続いており、これは国民健康保険加入者以外の市民に国民健康保険税の負担を求めている状況ということになります。平成 28 年度の予算にあたり、保険者である市は昨年第 4 回定例会において保険税率の改定を行いました。これは所得割を 0.5%引き上げるというもので、加入者の急激な

負担増とならないよう、税不足分の一部についてのみ税率に反映させると共に、加入世帯の約 4 割を占める所得割のかからない世帯には影響はなく、加入者に配慮されたものであります。また保険税については、低所得者に対する軽減措置の拡大やコンビニエンスストア納付など、納付環境の整備を実施すると共に、滞納者への納付指導などにより収納率についても向上してきており、加入者に配慮した中で歳入確保に向けた努力が認められるところであります。

歳出につきましては、保険給付費等が被保険者の減少により前年度に比べ減少はしておりますが、1 人あたりの医療費としては依然として高い水準にあります。本市は本年 1 月に国民健康保険データヘルス計画を策定し、加入者の健康状態に即した効果的かつ効率的に、保険事業に取り組むこととしました。歳出予算においては、この計画に基づいた生活習慣病の重症化予防や、重複受診等の保健指導、特定健診の受診勧奨やジェネリック医薬品の使用促進などの取り組みを実施することとしており、市民の健康増進と医療費の適正化への積極的な姿勢は評価できるものであります。

今後におきましても、市民の命と健康を支える国民健康保険事業の安定化、健全化を維持していくために、保険税の収納率の向上など歳入の確保について引き続き努められると共に、保険事業や医療費の適正化に積極的に取り組むことを要望しまして、賛成の討論いたします。

橋本委員長

ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

これで討論を終わります。

議案第 23 号、平成 28 年度北広島市国民健康保険事業特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

橋本委員長

起立多数であります。

議案第 23 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 24 号、平成 28 年度北広島市下水道事業特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

討論なしと認めます。

議案第 24 号、平成 28 年度北広島市下水道事業特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

橋本委員長

起立全員であります。

議案第 24 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 25 号、平成 28 年度北広島市霊園事業特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

討論なしと認めます。

議案第 25 号、平成 28 年度北広島市霊園事業特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

橋本委員長

起立全員であります。

議案第 25 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 26 号、平成 28 年度北広島市介護保険特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

討論なしと認めます。

議案第 26 号、平成 28 年度北広島市介護保険特別会計予算を採決いたします。

本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

橋本委員長

起立全員であります。

議案第 26 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 27 号、平成 28 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

討論なしと認めます。

議案第 27 号、平成 28 年度北広島市後期高齢者医療特別会計予算を採決いたします。
本案を、原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

橋本委員長

起立全員であります。

議案第 27 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第 28 号、平成 28 年度北広島市水道事業会計予算の討論を行います。

(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

討論なしと認めます。

議案第 28 号、平成 28 年度北広島市水道事業会計予算を採決いたします。

本案を原案のとおり可決すべきものと決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

橋本委員長

起立全員であります。

議案第 28 号は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

当委員会の審査の経過と結果の報告につきましては、正副委員長に一任願いたいと思
います。

ご異議ございませんか。

(「なし」と呼ぶものあり)

橋本委員長

ご異議なしと認めます。

委員会の審査報告につきましては、正副委員長に一任と決しました。

以上で、当委員会に付託された案件の審査は、すべて終了いたしました。
これをもって、予算審査特別委員会を閉会といたします。
ご苦労様でした。

午後 3 時 41 分

委員長